訪問診療等におけるオンライン資格確認等
システムの導入に関する
システムベンダ向け技術解説書

【医療機関・薬局・訪問看護ステーション】

令和７年２月
厚生労働省保険局

改　訂　履　歴

版数	改訂年月日	該当箇所	内容
１．０	令和４年 12 月 14 日	初版	初版作成
１．１	令和５年 11 月 30 日	１．１	他機能と診療情報閲覧機能の表記を統一
			整理結果の参照時期に関する更新
			「診療情報」を追記
			表１．１-２　訪問診療等におけるオンライン資格確認等システムの概要について、訪問看護ステーションの運用開始時期を修正。
			対象業態に「往診」を追加
			周知資料の公開に関する表現を修正
		１．２	表１．２-１及び表１．２-２における「オンライン資格確認用 Web サービス」を「マイナ在宅受付 Web」に修正。 マイナ在宅受付 Web に関する注釈の追記
			表１．２-３ 用語の読み替え表において医療扶助の補足を追加
			対象業態に「往診」を追加
		２	「診療情報」を追記
		２．１．１	「診療情報」を追記
			マイナ在宅受付 Web のアクセス URL に関する記載の追記
		２．１．３	文章の見直し
			図２．１．３-２のタイトル修正 医療情報等が取得可能な旨追記
			特記事項の記載を修正
			図２．１．３-６の修正
		２．１．４	訪問診療等において、医療情報等を取得する際には資格情報と一緒に取得要求する旨追記 図タイトルの修正 図２．１．４-１修正 図２．１．４-２追記
		２．１．７	「資格確認端末の Web ブラウザ」に関する説明を追記
		２．１．８	文字コードの記載を「Unicode」から「UTF-8」に修正
		２．２	医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの版数更新（２．３及び６．１も同様）
		２．３	図２．３-４「情報到達点の責任分界」の更新

版数	改訂年月日	該当箇所	内容
			図２．３-５「情報到達点の責任分界」の更新
		３	「図３-１訪問診療等におけるオンライン資格確認等の利用開始に向けたロードマップ」更新 ・訪問看護ステーションに関するロードマップの別出し ・訪問看護ステーションのベンダ向け接続テストの時期を追記 ・その他マイルストンの追記・修正 「表３-１　主なマイルストン」更新
		４．１．１	「表４．１．１-１　訪問診療等におけるオンライン資格確認機能に係る改修内容」における記載の更新 （２）の修正、「（７）一括照会の機能の追加（訪問診療等）」、「（８）一括照会の機能の追加（訪問診療等）」、「（９）医療機関アクセス URL 取得機能の追加」、「（１０）医療機関環境設定に関する機能の追加」の追記
		４．１．２	「診療情報」を追記
		４．２	システムベンダ向け接続テストの時期に関する記載を更新
		５．１．１	介護保険用オンライン請求を含むネットワークの設定例について追記
		５．１．２	オンライン資格確認において、訪問看護ステーションは併設する医療機関の資格確認端末を兼用できない旨追記
		５．４	訪問看護ステーションにおける運用テストの時期変更に伴い、記載を更新
１．２	令和７年２月 13 日	１．１	表１．１-２　訪問診療等におけるオンライン資格確認等システムの概要について、運用開始時期を修正
		１．２	表１．２-１　「マイナ資格確認アプリ」を追記 表１．２-２　「マイナ在宅受付 Web」の記載を修正、「マイナ資格確認アプリ」を追記

版数	改訂年月日	該当箇所	内容
		２	「図２-１　医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムとオンライン資格確認等システムの連携イメージ（初めてオンライン資格確認を導入する場合)」更新 「図２-２　医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムとオンライン資格確認等システムの連携イメージ（既にオンライン資格確認を導入済みの場合)」更新
		２．１．１	モバイル端末のスペックに係る参照先を追記 マイナ資格確認アプリの機能に関する記載を追記
		２．１．３	訪問診療等におけるモバイル端末でマイナ資格確認アプリを利用したオンライン資格確認について追記 「図２．１．３-３　モバイル端末を用いたオンライン資格確認の連携イメージ(初回)」追加
		２．１．７	「図２．１．７　資格確認等端末の Web ブラウザから、オンライン資格確認を行うイメージ」更新
		２．２	「図２．２-１　ネットワーク連携の考え方（モバイル端末からオンライン資格確認等システムへのネットワーク連携）」更新
		２．３	「図２．３-１　オンライン資格確認等システムと医療機関・薬局・訪問看護ステーションの接続に係るセキュリティ対策」更新 「図２．３-３　通信経路の責任分界(モバイル端末からオンライン資格確認等システムへの接続）」更新 「図２．３-５　情報到達点の責任分界(モバイル端末からオンライン資格確認等システムへの接続）」更新
		２．３．３	「図２．３．３-４　モバイル端末を用いたオンライン資格確認におけるセキュリティ対策例」更新
		４．１．１	「表４．１．１-１　訪問診療等におけるオンライン資格確認機能に係る改修内容」に「(12) マイナ資格確認アプリのアクティベーションコードの発行に関する機能の追加」の追記

※　版数は新規制定を第１．０版とし、改訂が発生した際は第１．１版と版数を上げる。

目次

訪問診療等におけるオンライン資格確認等 システムの導入に関する システムベンダ向け技術解説書..... 1
１．　はじめに..... 3
１．１　本書の趣旨 3
１．２　技術解説書の構成と使い方 6
２．　訪問診療等におけるオンライン資格確認等システム導入による医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける変更点..... 11
２．１　オンライン資格確認等に係る端末等の導入 13
２．１．１ オンライン資格確認等で利用する端末等 13
２．１．２ レセプトコンピュータ等の既存システムの改修 19
２．１．３ 訪問診療等におけるオンライン資格確認 19
２．１．４ 診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧 26
２．１．５ 同意の取り消し 28
２．１．６ レセプト振替 28
２．１．７ 資格確認端末の Web ブラウザ 29
２．１．８ 共通補足 30
２．２　ネットワーク環境の整備 31
２．２．１ 医療機関・薬局・訪問看護ステーションからオンライン資格確認等システムの接続に用いる回線の仕様..... 33
２．２．２ 接続方式に応じたネットワーク連携のパターン 34
２．２．３ 共通補足 42
２．３　セキュリティ対策 43
２．３．１ オンライン資格確認等システム及びマイナ在宅受付 Web におけるセキュリティ対策..... 45
２．３．２ オンライン資格確認ネットワークにおけるセキュリティ対策 ... 48
２．３．３ 医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおけるセキュリティ対策 48
２．３．４ 共通補足 52
３．　作業の全体像..... 55
４．　準備作業..... 57
４．１　パッケージソフトの改修 57
４．１．１ 訪問診療等におけるオンライン資格確認機能 57
４．１．２ 診療/薬剤情報・特定健診等情報 62
４．１．３ レセプト振替機能 65
４．２　医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダ向け接続テスト 66
５．　導入作業..... 67
５．１　環境設定 67
５．１．１ ネットワークの設定 67
５．１．２ 端末の設定 69
５．２　パッケージソフトの適用 70
５．３　訪問診療等におけるオンライン資格確認等を利用した運用に向けた準備 70

５．３．１　業務フローの見直し 70
５．３．２　ルール等の見直し 70
５．４　運用テスト 71
６．　その他..... 72
６．１　医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの準拠 72
６．２　院内/局内のセキュリティ対策の見直し 72
６．３　オンライン請求の導入 72
６．４　訪問診療等におけるオンライン資格確認等の導入に伴う問合せ先 72

１．　はじめに

１．１　本書の趣旨

本書は、既に医療機関・薬局において開始されているオンライン資格確認等を訪問診療、訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導、在宅患者訪問薬剤管理指導（以下、「訪問薬剤管理指導）と言う)、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、往診に利用拡大するために、オンライン資格確認等システムが提供する機能及び医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムベンダ（レセプトコンピュータ、電子カルテシステム/調剤システム/介護支援ソフト等のシステムベンダが対象）が提供しているシステムに実装いただきたい内容等（※）について記載しています。

※　実装いただきたい内容等については、医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステム構成や運用方法等によって異なりますが、本書では、基本となる構成等を想定して記載しています。適宜、医療機関・薬局・訪問看護ステーションの実情を踏まえて読み替えをお願いいたします。

また、既にオンライン資格確認等システムの導入対応済みである場合は別紙「オンライン資格確認等システムに係る外来・入院・調剤と訪問診療等の差分」にての追加で対応が必要な部分について記載いたします。

訪問診療等におけるオンライン資格確認等システムでは、オンラインで資格情報を提供する機能（オンライン資格確認)、診療情報を閲覧する機能（診療情報閲覧)、薬剤情報を閲覧する機能（薬剤情報閲覧)、特定健診等情報を閲覧する機能（特定健診等情報閲覧)、請求された診療（調剤）報酬明細書（以下「レセプト」と言う。）を適切な医療保険者等に送付する機能（レセプト振替）があります。システムベンダにおいては、これらの機能を踏まえ、医療機関・薬局・訪問看護ステーションの各システムに効率よく提供、連携するためのシステム改修等を行っていただくこととなります。

オンライン資格確認等を医療機関・薬局・訪問看護ステーションが導入するに当たっては、システムベンダの協力が不可欠であることから、本書の内容を理解いただき、医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける環境整備に先立って、パッケージソフトの改修等の必要な準備作業を実施願います。

図　１．１-１　訪問診療等における医療機関・薬局・訪問看護ステーションの各システムの改修範囲

		オンライン資格確認	診療情報閲覧	薬剤情報閲覧	特定健診等情報閲覧	レセプト振替
訪問診療	電子カルテシステム	(○)	○	○	○	
訪問歯科診療	電子カルテシステム	(○)	○	○	○	
訪問服薬指導	調剤システム	(○)	○	○	○	
訪問看護	介護支援ソフト	(○)	○	○	○	
訪問リハビリテーション	介護支援ソフト	(○)	○	○	○	
訪問栄養指導	栄養管理システム	(○)	○	○	○	
往診	電子カルテシステム	(○)	○	○	○	
共通	レセプトコンピュータ	○				(○)

○：システム改修が必要/（○）：パッケージソフトの機能範囲等よりシステム改修が必要

オンライン資格確認等システムの概要を以下に記載します。

表１．１−２　訪問診療等におけるオンライン資格確認等システムの概要

<table>
<tr><td>運用開始時期</td><td colspan="3">令和６年４月
・訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、往診でのオンライン資格確認
令和６年６月
・訪問看護ステーションのオンライン請求・オンライン資格確認</td></tr>
<tr><td>対象医療機関</td><td colspan="3">全国の保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション</td></tr>
<tr><td>対象医療保険者</td><td colspan="3">すべての医療保険者等
（全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、市町村国民健康保険）</td></tr>
<tr><td>対象被保険者等</td><td colspan="3">・健康保険証を所持する被保険者、被扶養者
・医療保険者等の加入者で利用者証明用電子証明書が格納されているマイナンバーカードを保持する被保険者、被扶養者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">提供サービス</td><td>①</td><td>訪問診療等におけるオンライン資格確認機能</td><td>患者が訪問診療等を受診/利用する際、患者宅または施設にて、モバイル端末を用いて、患者の資格確認を、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いて、マイナ在宅受付 Web 又はマイナ資格確認アプリで行う。
また、医療機関・薬局・訪問看護ステーションに戻ってから、患者の資格確認を取得できる。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>診療/薬剤情報閲覧機能</td><td>レセプトをもとに診療/薬剤情報を管理する機能。また、加入者の同意がある場合、医療機関・薬局・訪問看護ステーションにて診療/薬剤情報を閲覧できる。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>特定健診等情報閲覧機能</td><td>医療保険者等からの特定健診等情報の報告をもとに、特定健診等情報を管理する機能。また、加入者の同意がある場合、医療保険者等、医療機関・薬局・訪問看護ステーションにて特定健診等情報を閲覧できる。</td></tr>
<tr><td>④</td><td>レセプト振替機能</td><td>医療機関・薬局・訪問看護ステーションから審査支払機関へ提出されたレセプト情報に記載された保険者番号、個人単位被保険者番号、生年月日、算定日等を利用して、審査支払機関にて加入者の資格情報の有効性を確認し、受診日・調剤日時点の資格情報に基づいてレセプト請求先を振替・分割する。</td></tr>
</table>

本書の内容は、令和５年 10 月までの整理結果に基づいて医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムベンダにおける準備事項をまとめたものです。

また、医療機関・薬局・訪問看護ステーション向けに概要資料や手引き等を作成し、周知をしています。

１．２　技術解説書の構成と使い方

本書の構成は、以下のとおりです。必要に応じて詳細内容は別添で示します。

表１．２-１　本書の構成及び概要

分類	概要	
本書	医療機関・薬局・訪問看護ステーションの既存システムがオンライン資格確認等システムと接続するに当たり、既存システムの改修すべき内容、テスト、想定される導入作業等を記載し、システムベンダが準備作業内容を把握するための情報とする。	
別紙	訪問診療等におけるオンライン資格確認等に係る業務フロー	医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける訪問診療等におけるオンライン資格確認（新患・２回目以降等）、診療/薬剤情報・特定健診等情報閲覧に係る業務フローを記載。
別紙	オンライン資格確認等システムに係る外来・入院・調剤と訪問診療等の差分	既にオンライン資格確認等の導入対応を行っているシステムベンダが訪問診療等におけるオンライン資格確認等の導入対応を行う場合に追加で対応すべき箇所を記載
別添	オンライン資格確認等システムに関する運用等に係る検討結果について（年度内に公開）	訪問診療等におけるオンライン資格確認等を実施するに当たり、医療保険者等の資格情報等に関することや医療機関・薬局・訪問看護ステーションの運用方法等について整理したもの
関連	外部インターフェイス仕様書確定版（オンライン資格確認システム）	オンライン資格確認等システムが外部システムと連携して行う業務を実現するためのインターフェイス仕様（情報提供項目含む）、ファイル仕様、オンライン資格確認等連携ソフトの提供機能範囲等を記載。
	外部インターフェイス仕様書（診療/薬剤情報・特定健診等情報）	診療/薬剤情報・特定健診等情報に係るインターフェイス項目仕様（情報提供項目含む）、ファイル形式、オンライン資格確認等連携ソフトの提供機能範囲等について記載。
	資格確認端末における満たすべき要件	資格確認端末が満たすべき要件（OS、CPU、メモリ、ディスク容量、推奨ブラウザ等）を記載。
	医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダ向け接続テスト計画書	オンライン資格確認等システム接続に向けたシステム改修に先駆けて実施する接続テストの内容やテスト環境の詳細を記載。

分類	概要	
	医療機関・薬局・訪問看護ステーション運用テスト計画書	オンライン資格確認等サービスの開始に向けた最終ステップとして実施するテスト内容やテスト環境の詳細を記載。
	オンライン資格確認用電子証明書設定手順	資格確認端末にオンライン資格確認用電子証明書を設定する手順を記載。
	マイナ在宅受付Web	マイナンバーカードを利用した資格確認、診療/薬剤情報・特定健診等情報の情報閲覧同意の取得等を行うための Web アプリケーション。 ※これまで、「オンライン資格確認用 Web サービス」として呼称していたが、医療機関・薬局・訪問看護ステーション・国民向けの名称として、「マイナ在宅受付 Web」として呼ぶこととなったため、全体を通して記載を修正。
	マイナ資格確認アプリ	マイナンバーカードを利用した資格確認、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧同意の取得等を行い、患者の資格情報を確認できるアプリケーション。
	オンライン資格確認等連携ソフト	支払基金が提供する、被保険者番号を利用した資格確認、照会番号の登録、診療/薬剤情報・特定健診等情報の取得等を行うためのアプリケーションソフト。
	オンライン資格確認等連携ソフト設定手順	資格確認端末にオンライン資格確認等連携ソフトを設定する手順を記載。
	セキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例	医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいてセキュリティ対策を検討する際の参考にするための、「２．３に示す基本的な構成例」に対するセキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例を記載。
	医療機関・薬局・訪問看護ステーション向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル	オンライン資格確認等システムの操作手順を記載。
	オンライン資格確認等に係るセキュリティに関するガイドライン	オンライン資格確認等に係る業務に携わる人または組織が遵守すべきガイドライン（セキュリティ対策、運用保守含めた関連組織との責任分界、情報の管理方法等）を記載。

表１．２-２　用語の定義

用語	内容
医療保険者等	全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、市町村国民健康保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、及び日本私立学校振興・共済事業団の総称。
オンライン請求用電子証明書	医療機関・薬局・訪問看護ステーションがオンライン請求システム利用時の機関認証に用いる電子証明書。
オンライン資格確認用電子証明書	医療機関・薬局・訪問看護ステーションがオンライン資格確認等システム利用時の機関認証に用いる電子証明書。
資格情報	加入者情報のうち、当該加入者の加入資格、受給資格に関する項目（保険者番号、個人単位被保険者番号、資格取得日、資格喪失日等）。
J-LIS	地方公共団体情報システム機構の略称。住民基本台帳法の指定情報処理機関として、住基ネットを運営する他、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づき、公的個人認証サービス（署名用認証局、利用者証明用認証局）による認証事務を実施する機関。
シリアル番号	J-LIS の認証局が各電子証明書を発行する際に一意に識別するために採番した番号。 オンライン資格確認等システムにおいて「シリアル番号」と表記する場合は利用者証明用電子証明書のシリアル番号を指す。
枝番	個人を識別可能とするため、被保険者証記号・番号（世帯単位）に付与する２桁の番号。
マイナンバーカード	氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真、その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカード。IC チップに JPKI 認証局が発行する署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納される。
利用者証明用電子証明書	インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明するための電子証明書。マイナポータルのログイン等、本人であることの認証手段として利用するもの。
資格確認端末	オンライン資格確認ネットワークに接続し、オンライン資格確認等を行うための専用端末。
モバイル端末	患者宅にて訪問時にオンライン資格確認等を行うためのスマートフォン・ノート PC 等の端末。
PIN	「Personal Identification Number」 個人を識別する番号（暗証番号）。
PIN 認証	暗証番号入力を求める認証。利用者証明用電子証明書を利用するに当たり４桁の暗証番号が必要。
マイナ在宅受付 Web	社会保険診療報酬支払基金が提供する Web サービス。マイナンバーカードを利用し、暗証番号で本人確認したうえで、資格確認、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧同意等を行う。 ※これまで、「オンライン資格確認用 Web サービス」として呼称していたが、医療機関・薬局・訪問看護ステーション・国民向けの名称として、「マイナ在宅受付 Web」として呼ぶこととなったため、全体を通して記載を修正。

用語	内容
マイナ資格確認アプリ	社会保険診療報酬支払基金が提供するアプリケーション。マイナンバーカードを利用し、目視または暗証番号で本人確認したうえで、資格確認、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧同意等を行う。
オンライン資格確認等連携ソフト	支払基金が提供する、被保険者番号を利用した資格確認、照会番号の登録、診療/薬剤情報・特定健診等情報の取得等を行うためのアプリケーションソフト。
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称。国保中央会とオンライン資格確認等システムの運用主体となる団体。
国保中央会	「公益社団法人国民健康保険中央会」の略称。支払基金とオンライン資格確認等システムの運用主体となる団体。
審査支払機関	診療報酬の「審査」及び「支払」について、医療保険者等の委託を受けて実施する機関。社会保険診療報酬支払基金と 47 の国民健康保険団体連合会の総称。
個人単位被保険者番号	被保険者証記号・番号（世帯単位）に２桁の枝番がついた番号。
オンライン資格確認等システム	以下のシステムの総称。 ①オンライン資格確認システム ②診療/薬剤情報閲覧システム ③特定健診等情報閲覧システム ④レセプト振替システム
オンライン資格確認等	以下のサービスの総称。 ①オンライン資格確認サービス ②診療/薬剤情報閲覧サービス ③特定健診等情報閲覧サービス ④レセプト振替サービス
照会番号	医療機関・薬局・訪問看護ステーションのレセプトコンピュータ等で管理されている、患者を特定する任意の番号。
限度額適用認定証等	以下の証の総称。 ① 限度額適用認定証 ② 限度額適用・標準負担額減額認定証 ③ 標準負担額減額認定証 ④ 特定疾病療養受療証
システムベンダ	医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステム（レセプトコンピュータ／医事会計システム、電子カルテシステム/調剤システム/介護支援ソフト）のベンダを指す。
訪問診療等	訪問診療、訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導、訪問薬剤管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、往診の総称。
訪問診療等におけるオンライン資格確認	訪問診療、訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導、訪問薬剤管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、往診におけるオンライン資格確認総称。
訪問診療等における 初回訪問	診療前に、患者と契約・同意登録等を行うために患者宅に訪問すること。資格確認、診療/薬剤情報・特定健診等情報の情報閲覧の同意有効期限は、計画に基づく診療が終了するまでとなる。

用語	内容
訪問診療等における 2 回目以降の訪問	初回訪問後、診療等を行うために患者宅へ訪問すること。 資格確認、診療/薬剤情報・特定健診等情報の情報閲覧については、医療機関等で医療機関等システムからオンライン資格確認システムに照会をかけ、情報提供同意がされた患者の資格確認、診療/薬剤情報・特定健診等情報を一括で取得する。
医療機関・薬局・訪問看護ステーション	訪問診療、訪問歯科診療、訪問歯科衛生指導、訪問薬剤管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導、往診の事業所の総称。
医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステム	レセプトコンピュータ／医事会計システム、電子カルテシステム/調剤システム/介護支援ソフト。

令和 6 年 3 月以降、医療扶助のオンライン資格確認が運用開始となります。医療扶助のオンライン資格確認については、「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」をご確認ください。

表１．２-３ 用語の読み替え表

読み替え対象語句	読み替え後の語句	読み替えに係る補足
保険証/被保険者証	医療券/調剤券	医療扶助では医療券/調剤券をもとに資格確認を行うため。
特定健診	健康増進法に基づく健診	医療扶助では健康増進法に基づく健診の結果を利用するため。
保険者番号	公費負担者番号	医療扶助では公費負担者番号を利用するため。
被保険者番号 （記号番号枝番）	受給者番号	医療扶助では受給者番号を利用するため。

２．　訪問診療等におけるオンライン資格確認等システム導入による医療機関･薬局･訪問看護ステーションにおける変更点

医療機関・薬局・訪問看護ステーションでは、訪問診療等におけるオンライン資格確認等に係る端末等の導入（２．１）、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修（２．１．２）、ネットワーク環境の整備（２．２）、セキュリティ対策（２．３）を講じていただく必要があります。

本章では、上記４点について、どのように変更されるかを記載し、既にオンライン資格確認等システムの導入がされている医療機関・薬局が追加で対応が必要な項目については明示的に記載します。

また、訪問診療等におけるオンライン資格確認の特徴として、情報閲覧のため同意の有効期限は計画に基づく診療が終了するまでとなることや、一括照会機能を用いて診療/薬剤情報・特定健診等情報の取得を行うことが挙げられます。

新規導入向け

図２−１医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムとオンライン資格確認等システムの連携イメージ（初めてオンライン資格確認を導入する場合）

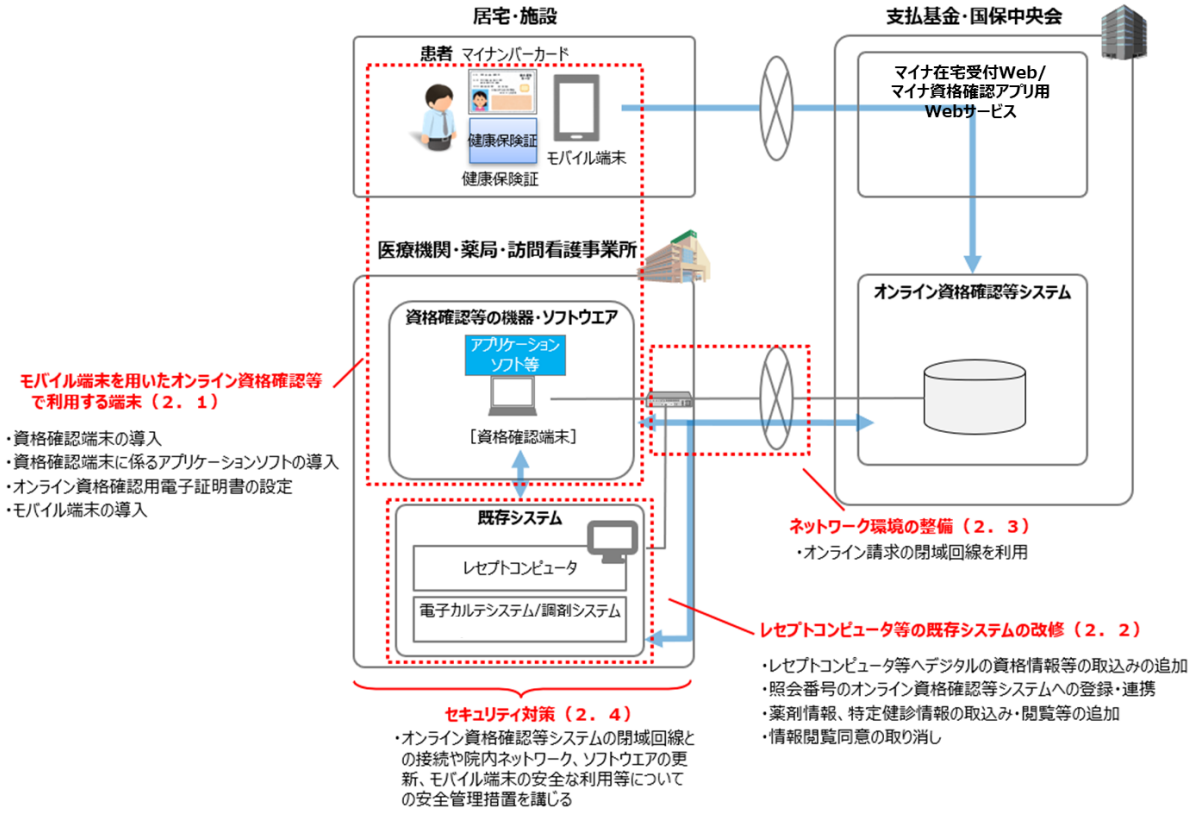

図２−２医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムとオンライン資格確認等システムの連携イメージ（既にオンライン資格確認を導入済みの場合）

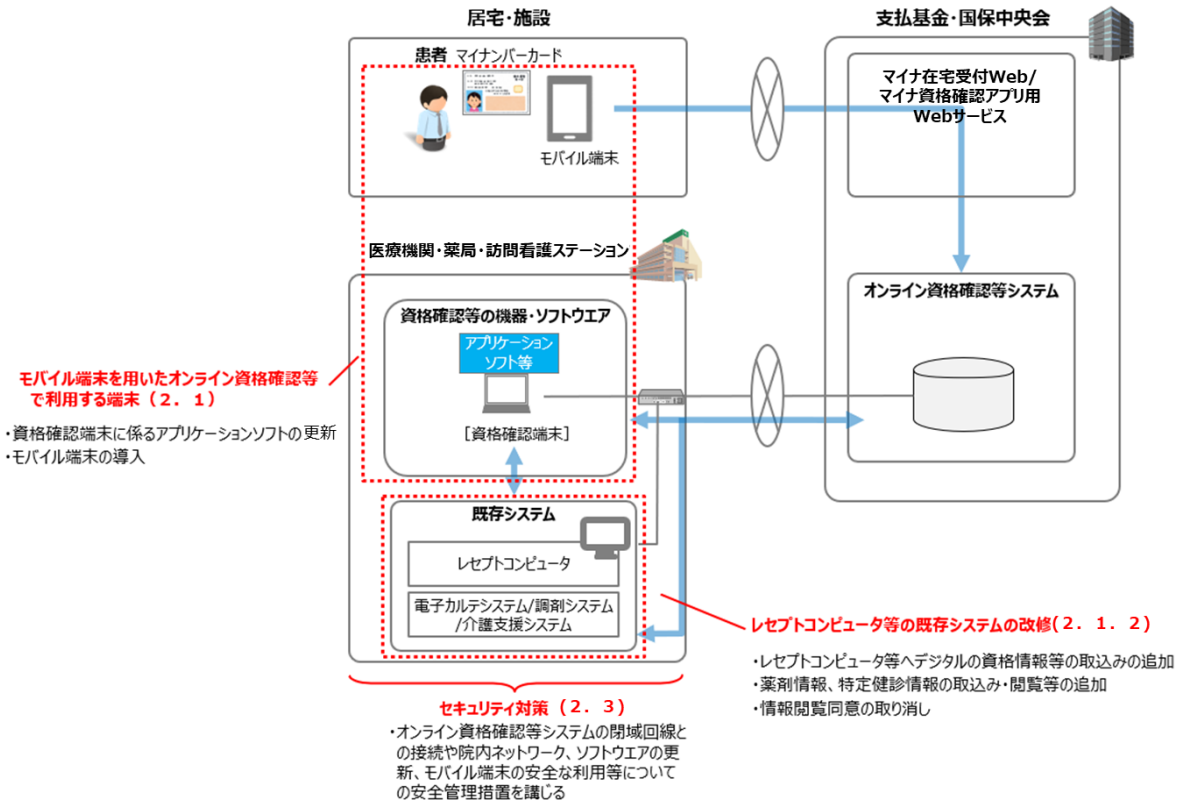

２．１　オンライン資格確認等に係る端末等の導入

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにてオンライン資格確認等システムに接続するために、端末及び関連するアプリケーションソフト等を導入していただく必要があります。

２．１．１　オンライン資格確認等で利用する端末等

資格確認端末　新規導入向け

基本的な構成として、医療機関・薬局・訪問看護ステーションにてオンライン資格確認等システムに接続するための端末となる資格確認端末を導入していただくことを想定しています。(基本的な構成の詳細は、２．２．２「接続方式に応じたネットワーク連携のパターン」に記載します。)

資格確認端末における満たすべき要件については、厚生労働省 HP 上にて公開しています。

① 資格確認端末に導入いただくオンライン資格確認等連携ソフト

被保険者番号を利用した資格確認、照会番号の登録、診療/薬剤情報・特定健診等情報の取得等を行う際に利用するアプリケーションソフトとして、オンライン資格確認等連携ソフトが支払基金より提供します。

オンライン資格確認等連携ソフトの機能は以下のとおりです。

表２．１．1-1　オンライン資格確認等連携ソフトの主な機能

機能	概要
被保険者番号による資格確認	資格確認ファイル（保険者番号、被保険者証記号・番号、枝番、生年月日、資格確認日等を記載）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムへ訪問診療等でのリクエストファイルとして送付し、オンライン資格確認等システムから資格情報等を取得し、ファイルで出力する。
一括照会ファイルによる資格確認受付（被保険者証情報）	患者の資格確認リストファイル（保険者番号、被保険者証記号・番号、枝番、生年月日等を記載）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムへ一括照会依頼を行う。オンライン資格確認等システムから受付番号を取得し、ファイルで出力する。
一括照会ファイルによる資格確認結果取得（被保険者証情報）	一括照会の受付番号ファイルを指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムから一括照会結果を取得し、ファイルで出力する。

機能	概要
照会番号単件登録	照会番号単件登録ファイル（医療機関コード、保険者番号、被保険者証記号・番号、登録する照会番号等）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムへ登録を行う。オンライン資格確認等システムから処理結果を取得し、ファイルで出力する。
照会番号一括登録受付	照会番号一括登録ファイル（医療機関コード、保険者番号、被保険者証記号・番号、登録する照会番号等）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムへ一括登録依頼を行う。オンライン資格確認等システムから受付番号を取得し、ファイルで出力する。
照会番号一括登録結果取得	照会番号一括登録の受付番号ファイルを指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムから照会番号一括登録結果を取得し、ファイルで出力する。
診療/薬剤情報の取得	診療/薬剤情報取得依頼ファイル（保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日等を記載）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムから診療/薬剤情報を取得し、ファイルで出力する。 ※資格確認端末上で表示できない且つ一定時間で削除する仕組みを実装する。
特定健診等情報の取得	特定健診等情報取得依頼ファイル（保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日等を記載）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムから特定健診等情報を取得し、ファイルで出力する。 ※資格確認端末上で表示できない且つ一定時間で削除する仕組みを実装する。
同意取消受付 【訪問診療等で追加】	患者の同意取り消しファイル（保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日等を記載）を指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムへ同意取消依頼を行う。
同意取消結果取得 【訪問診療等で追加】	オンライン資格確認等システムから同意取消結果を取得し、ファイルで出力する。

機能	概要
一括照会ファイルによる資格確認結果受付（医療機関コード） 【訪問診療等で追加】	医療機関コードおよび同意年月日を使用して、訪問診療等の同意登録がある患者の最新の資格情報の一括照会依頼を行う。オンライン資格確認等システムから受付番号を取得し、ファイルで出力する。
一括照会ファイルによる資格確認結果取得（医療機関コード） 【訪問診療等で追加】	一括照会の受付番号ファイルを指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムから訪問診療等の同意済患者の資格確認結果を取得し、ファイルで出力する。
被保険者番号による資格確認（訪問診療等） 【訪問診療等で追加】	被保険者証情報を使用して、訪問診療等の同意登録がある患者の最新の資格情報、特定健診情報・薬剤情報等をリクエストファイルとして送付し、オンライン資格確認等システムから資格情報等を取得し、ファイルで出力する。
一括照会ファイルによる資格確認結果受付（訪問診療等） 【訪問診療等で追加】	被保険者証情報を使用して、訪問診療等の同意登録がある患者の最新の資格情報、診療/薬剤情報・特定健診等情報の一括照会依頼を行う。オンライン資格確認等システムから受付番号を取得し、ファイルで出力する。
一括照会ファイルによる資格確認結果取得（訪問診療等） 【訪問診療等で追加】	一括照会の受付番号ファイルを指定場所から読み取り、オンライン資格確認等システムから一括照会した資格確認結果等を取得し、ファイルで出力する。

② オンライン資格確認用電子証明書

オンライン資格確認等システムから資格情報・診療情報等の要配慮個人情報の取得を目的として接続するに当たり、セキュリティ対策として機関認証を行います。オンライン資格確認等システムと直接接続する資格確認端末ごとにオンライン請求時に併用利用可能なオンライン資格確認用電子証明書を設定いただきます。

なお、モバイル端末で、マイナ在宅受付 Web またはマイナ資格確認アプリを利用する際に、モバイル端末に対するオンライン資格確認用電子証明書の設定は不要です。

モバイル端末（スマートフォン・ノート PC 端末）

訪問診療等におけるオンライン資格確認においては訪問先で資格の有効性の確認、情報閲覧の同意を取得するためにモバイル端末を導入していただくことを想定しております。利用可能なモバイル端末（スマートフォン・ノート PC 端末）については利用されるサービスごとに利用可能なスペックが異なるため各参照先を確認してください。

- マイナ在宅受付 Web を利用する場合（マイナポータルで提示されているスペックと同様となります）

（お持ちの端末を利用してマイナポータルでできること ｜ マイナポータル（myna.go.jp））

- マイナ資格確認アプリを利用する場合
  マイナ資格確認アプリ（医療機関等向け）－ （更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について

ノート PC を利用する場合は、汎用カードリーダーを使いマイナンバーカードを読み取ります。利用可能な汎用カードリーダーは利用されるサービスごとに利用可能な機種が異なるため、各参照先を確認してください。

- マイナ在宅受付 Web を利用する場合
  公的個人認証サービス ポータルサイト（jpki.go.jp）
- マイナ資格確認アプリを利用する場合
  マイナ資格確認アプリ（医療機関等向け）－ （更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について

① マイナ在宅受付 Web

モバイル端末にてオンライン資格確認、診療/薬剤情報・特定健診等情報の情報閲覧の同意登録を行う為の Web サービスとして、マイナ在宅受付 Web が提供されます。マイナ在宅受付 Web の URL/二次元バーコードに関しては、資格確認端末の医療機関別 URL 取得・変更画面から取得できます。（施設ごとの URL/二次元バーコードが発行されます。）

表２．１．１-２　マイナ在宅受付 Web の主な機能

機能	概要
マイナポータルアプリ起動	マイナポータルアプリの認証機能を起動する
認証情報連携	マイナポータルアプリの認証機能にて取得したマイナンバーカード、暗証番号を用いて JPKI 認証を実行する。
同意情報選択	資格情報、限度額等情報、診療/薬剤情報・特定健診等情報の同意の有無を選択する。
同意情報登録	資格情報、限度額等情報、診療/薬剤情報・特定健診等情報の同意の有無をオンライン資格確認等システムへ登録を実行する。
同意登録結果取得	同意登録結果のステータスをオンライン資格確認等システムから受信し、画面に表示する。

機能	概要
同意履歴照会	資格情報、診療/薬剤情報・特定健診等情報について、オンライン資格確認等システムに照会し、照会結果として医療機関等名、同意状況を表示する。
同意情報取消	過去に同意登録をした情報についてオンライン資格確認等システムへ取り消し処理を行う。

② マイナ資格確認アプリ

マイナ資格確認アプリは、モバイル端末にてオンライン資格確認、診療/薬剤情報・特定健診等情報の情報閲覧の同意登録を行う為のアプリケーションになります。端末認証に必要な ID･パスワードは資格確認端末のアカウント管理(登録)画面から、アクティベーションコードは資格確認端末のアクティベーションコード発行画面から発行できます。(マイナ資格確認アプリを利用するモバイル端末ごとにアクティベーションコードの発行が必要です)

表２．１．１-３　マイナ資格確認アプリの主な機能

機能	概要
資格確認（目視） ※PIN なし認証	特定機関認証でマイナンバーカードの IC チップから利用者証明用電子証明書を取り出し、利用者証明用電子証明書の有効性を確認。利用者証明用電子証明書が有効な場合は、利用者証明用電子証明書のシリアル番号と紐づく資格情報を取得し返却する。 ※職員の目視による顔写真の確認を正常に終えた後に呼び出される
資格確認（PIN 認証）	暗証番号でマイナンバーカードの IC チップから利用者証明用電子証明書を取り出し、利用者証明用電子証明書の有効性を確認。利用者証明用電子証明書が有効な場合は、利用者証明用電子証明書のシリアル番号と紐づく資格情報を取得し返却する。 ※患者が入力した暗証番号を引数に呼び出される
同意情報選択	資格情報、限度額等情報、診療/薬剤情報・特定健診等情報の同意の有無を選択する。
同意情報登録	資格情報、限度額等情報、診療/薬剤情報・特定健診等情報の同意の有無をオンライン資格確認等システムへ登録を実行する。
同意登録結果取得	同意登録結果のステータスをオンライン資格確認等システムから受信し、画面に表示する。

機能	概要
履歴閲覧	資格確認した患者利用者の資格確認結果を事後的に閲覧する。 ※閲覧可能期間は資格確認した日の翌日末まで有効。
同意情報取消 ※今後、実装予定	過去に同意登録をした情報についてオンライン資格確認等システムへ取り消し処理を行う。
健康保険証利用の申込（初回登録）	特定機関認証でマイナンバーカードの IC チップ、もしくは暗証番号でマイナンバーカードの IC チップから利用者証明用電子証明書を取り出し、利用者証明用電子証明書の有効性を確認。利用者証明用電子証明書が有効な場合は、利用者証明用電子証明書のシリアル番号を利用し、健康保険証利用の申込（初回登録）を行う。処理が 正常に完了した場合は、資格情報を返却する。 ※暗証番号認証の場合、患者が入力した暗証番号を引数 に呼び出される想定

２．１．２　レセプトコンピュータ等の既存システムの改修

訪問診療等におけるオンライン資格確認等を利用するために、医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムの機能を改修していただくことになります。基本的な構成（２．２．２「接続方式に応じたネットワーク連携のパターン」）を前提とした代表的な連携パターンを示します。

※　パッケージソフトごと又は医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとにレセプトコンピュータの仕様等が異なると想定されることから、基本的な構成を前提とした場合に想定される一例を記載している位置づけとなります。

ユースケースにおける具体的な改修内容の想定は、４．１「パッケージソフトの改修」に記載します。

２．１．３　訪問診療等におけるオンライン資格確認

モバイル端末でマイナ在宅受付 Web を利用したオンライン資格確認

初回訪問時に患者にモバイル端末を用いてマイナンバーカードの読み取り、及び暗証番号を入力していただきます。マイナンバーカードの認証はマイナポータルアプリの機能を使用して行います。その上でマイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、オンライン資格確認等システムに登録されている資格の有無をモバイル端末へ表示します。その後、医療機関・薬局・訪問看護ステーションに戻り、同意取得済み患者の最新の資格情報を同意取得日で絞り込んで一括で取得します。(図２．１．３－１)そこで取得した患者の資格情報をレセプトコンピュータ等に登録して頂くと、２回目以降の資格確認は患者の個人単位被保険者番号等から最新の資格情報・医療情報等を取得できます。(図２．１．３－２)

既に医療機関・薬局にて導入されている顔認証付きカードリーダー等を用いたオンライン資格確認との違いとして、訪問診療等における資格確認は資格情報等の他に患者から閲覧の同意を得ている場合には、診療/薬剤情報・特定健診等情報の取得も任意で行うことが可能となります。(診療/薬剤情報・特定健診等情報の取得に伴い一括照会時には枝番の入力が必要となります。) 診療/薬剤情報・特定健診等情報の取得は「２．１．４　診療/薬剤情報・特定健診等情報」にて記載致します。

図２．１．３-１　モバイル端末でマイナ在宅受付 Web を利用したオンライン資格確認の連携イメージ(初回)

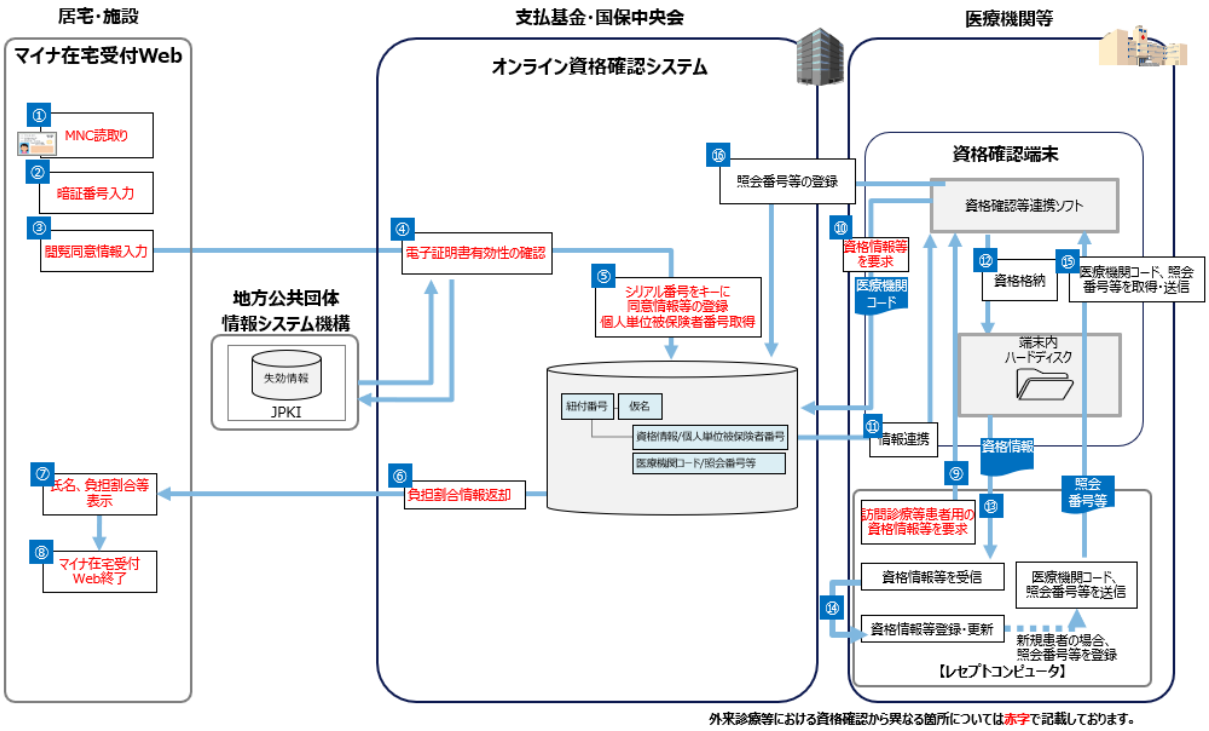

図２．１．３-２　モバイル端末で資格確認後のオンライン資格確認の連携イメージ(2 回目以降)

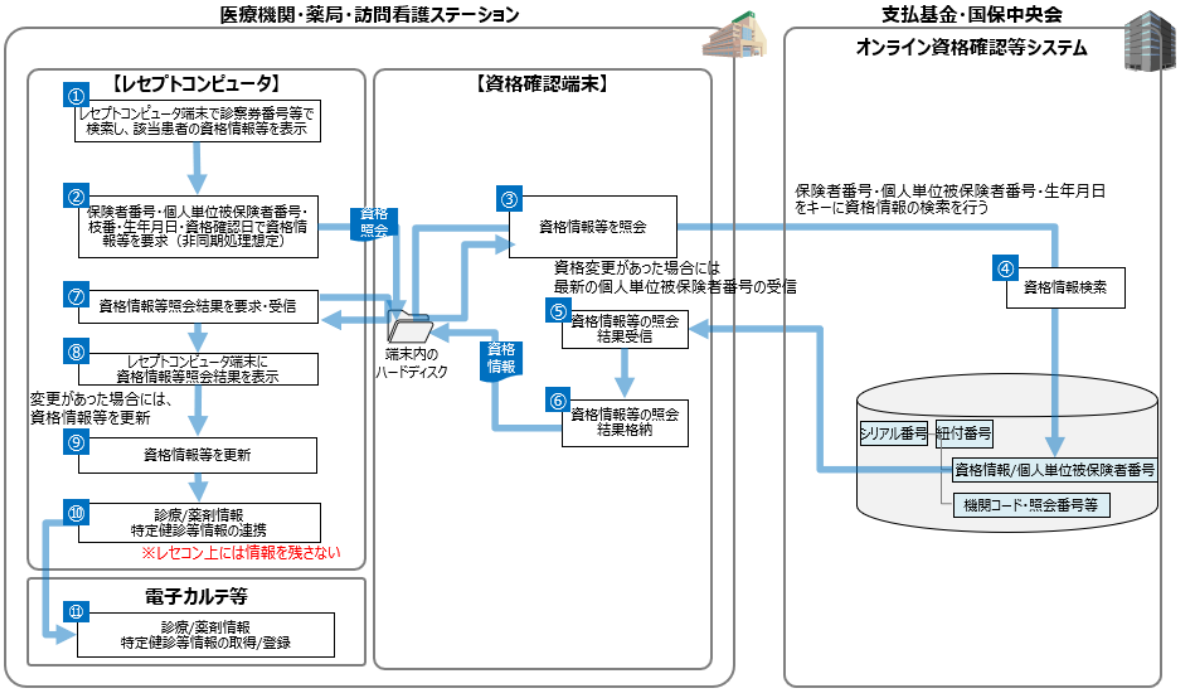

モバイル端末でマイナ資格確認アプリを利用したオンライン資格確認

初回訪問時に患者にモバイル端末を用いてマイナンバーカードの読み取り、暗証番号を入力又は目視確認にて本人確認していただきます。その上でマイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、オンライン資格確認等システムに登録されている資格確認情報をモバイル端末へ表示します。その後、医療機関・薬局・訪問看護ステーションに戻り、同意取得済み患者の最新の資格情報を同意取得日で絞り込んで一括で取得します。（図２．１．３－３）そこで取得した患者の資格情報をレセプトコンピュータ等に登録して頂くと、２回目以降の資格確認は患者の個人単位被保険者番号等から最新の資格情報・医療情報等を取得できます。（図２．１．３－２）

既に医療機関・薬局にて導入されている顔認証付きカードリーダー等を用いたオンライン資格確認との違いとして、訪問診療等における資格確認は資格情報等の他に患者から閲覧の同意を得ている場合には、診療/薬剤情報・特定健診等情報の取得も任意で行うことが可能となります。（診療/薬剤情報・特定健診等情報の取得に伴い一括照会時には枝番の入力が必要となります。）診療/薬剤情報・特定健診等情報の取得は「２．１．４　診療/薬剤情報・特定健診等情報」にて記載致します。

図２．１．３-３　モバイル端末を用いたオンライン資格確認の連携イメージ（初回）

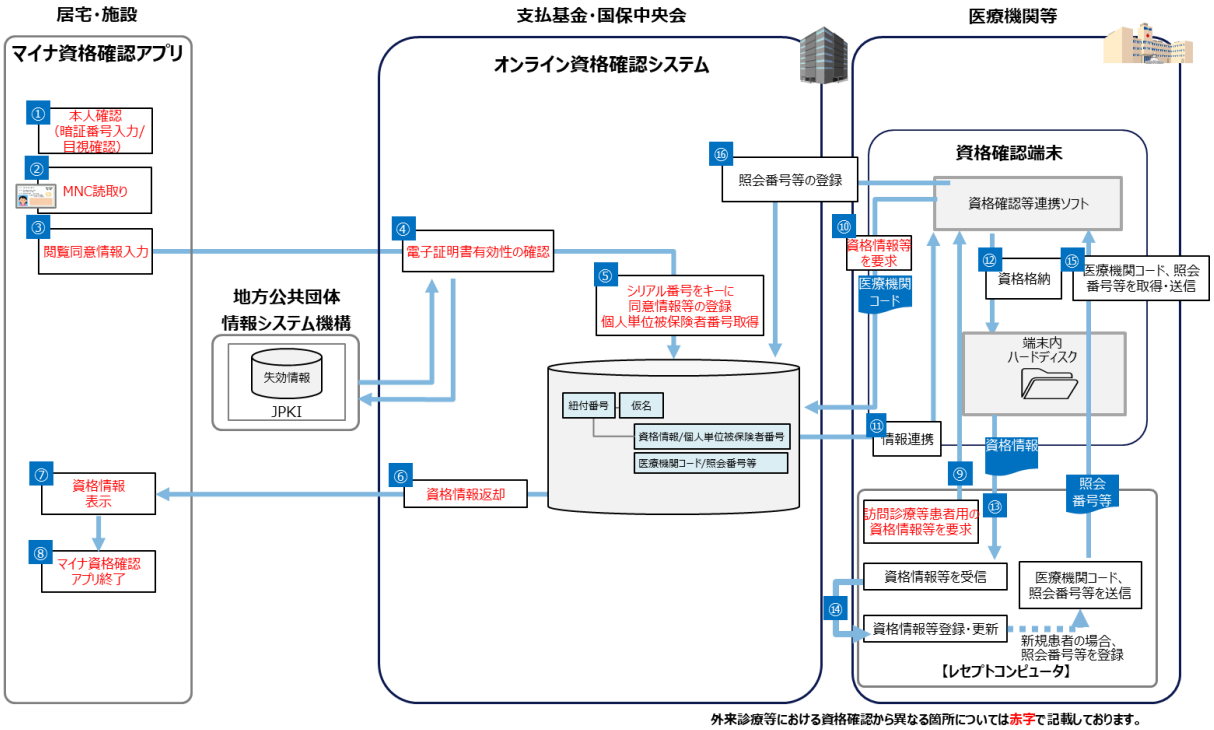

一括照会を用いたオンライン資格確認

医療機関・薬局・訪問看護ステーションのレセプトコンピュータ等に患者の被保険者番号が既に登録されており、患者の資格情報等を照会したい場合に、複数の患者の被保険者番号で一括して照会できる仕組みをオンライン資格確認等システムに実装しています。

図２．１．３-４　一括照会の連携イメージ

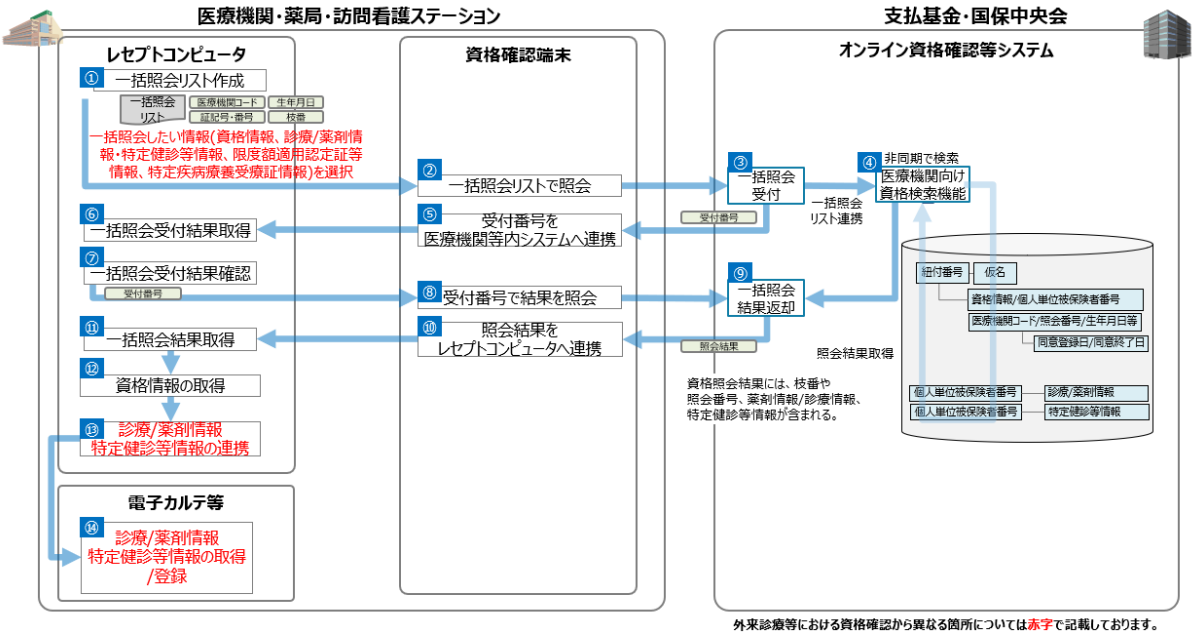

健康保険証によるオンライン資格確認　新規導入向け

① 新規患者

新患時の健康保険証によるオンライン資格確認について、レセプトコンピュータにて照会情報（保険者番号、被保険者証記号・番号、枝番、生年月日）を入力・照会を行い、照会した資格情報等を資格確認端末に一時格納し、レセプトコンピュータから資格確認端末へ資格情報等のリクエストをして取得する流れとなります。

※　健康保険証に枝番の記載が無い場合は、入力しなくても照会可能です。

※　既にオンライン資格確認等システムの導入対応済みの場合には別途改修は不要となります。

図２．１．３-５　健康保険証によるオンライン資格確認等の連携イメージ（新規患者）

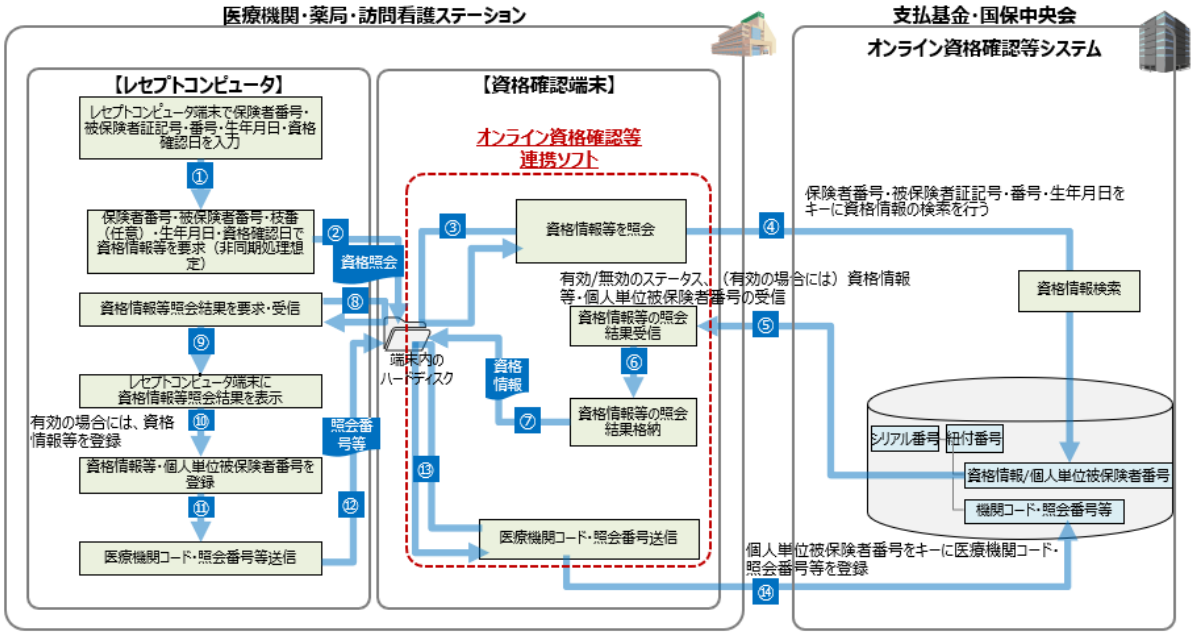

２回目以降　新規導入向け

２回目以降の健康保険証によるオンライン資格確認について、レセプトコンピュータにて当該患者カルテを表示・資格情報等の照会を行い、照会した資格情報等を資格確認端末に一時格納し、レセプトコンピュータから資格確認端末へ資格情報のリクエストをして取得する流れとなります。(２回目以降の基本ケース及び限度額適用認定証等の情報取得ケースを想定。)

※　既にオンライン資格確認等システムの導入対応済みの場合には別途改修は不要となります。

図２．１．３-６　健康保険証によるオンライン資格確認等の連携イメージ
（2 回目以降）

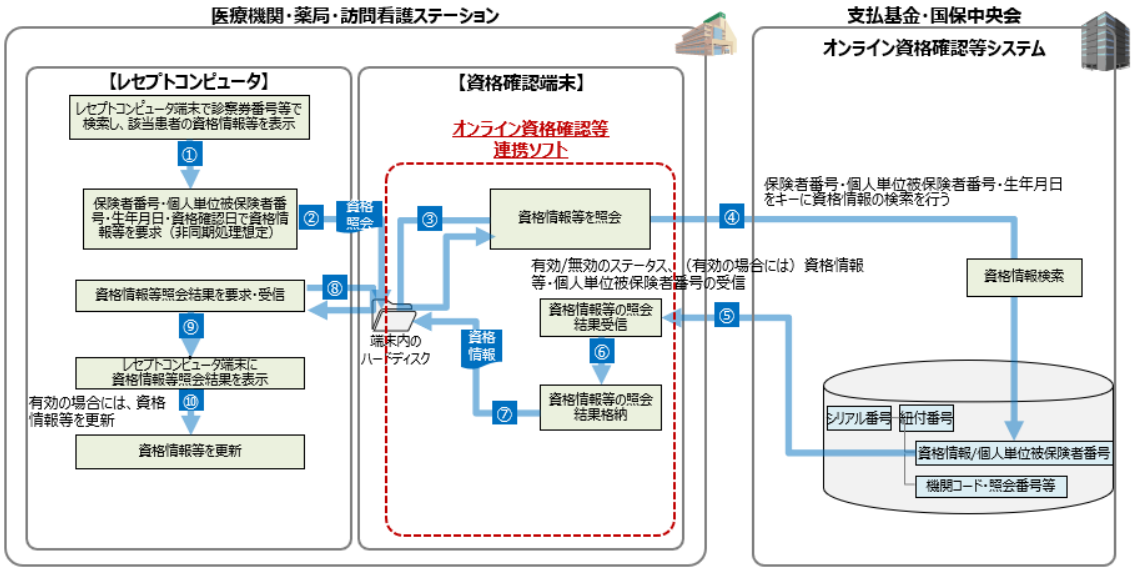

特記事項

① 訪問診療等におけるオンライン資格確認による照会結果の表示パターン

オンライン資格確認の方法により、照会結果の表示パターンが異なります。訪問診療等においては、自施設に閲覧等の同意登録をしている患者について、同意年月日を基に患者の資格情報を取得することができます。また、外来診療等の既存のオンライン資格確認との違いとして、訪問診療等におけるオンライン資格確認では患者から閲覧等の同意を得られている場合、個別照会・一括照会においてもその時点で登録されている最新の資格情報を取得することが可能となります。

図２．１．３-７　訪問診療等におけるオンライン資格確認による照会結果の表示パターン

<table>
<tr><th></th><th>資格が有効な場合</th><th>資格が喪失しているが、オンライン資格確認等システムに、新しい資格が登録されている場合</th><th>資格が無効（資格喪失）の場合</th><th>該当資格なしの場合</th></tr>
<tr><td>訪問診療等にかかる
同意済資格情報一括取得
（マイナンバーカードで同意、同意年月日等）
※訪問診療等追加機能</td><td colspan="2">医療機関コードおよび同意年月日を使用して、訪問診療等の同意登録がある患者の最新の資格情報を表示</td><td>左記同様に患者の最新の資格情報を表示（資格が喪失している旨表示）</td><td rowspan="3">該当資格無しの旨表示（保険者がデータを登録していない、入力した被保険者記号・番号が誤っているなど）</td></tr>
<tr><td>訪問診療等にかかる
個別照会・一括照会
（マイナンバーカードで同意、被保険者記号・番号）
※訪問診療等の追加機能</td><td colspan="2">被保険者記号・番号を使用して、訪問診療等の同意登録がある被保険者の最新の資格情報を表示</td><td>左記同様に患者の最新の資格情報を表示（資格が喪失している旨表示）</td></tr>
<tr><td>個別照会・一括照会
（被保険者記号・番号）
新規導入向け
※外来診療等の既存機能</td><td>照会した被保険者記号・番号に対応する資格情報を表示</td><td>左記同様に資格情報を表示（新しい資格情報がある旨表示）</td><td>左記同様に資格情報を表示（資格が喪失している旨表示）</td></tr>
</table>

※　情報提供項目の詳細については、医療機関等 ONS に公開されている外部インターフェイス仕様書をご確認ください。

② 照会番号を登録する際の仕様 新規導入向け

患者が加入先の保険者を異動した場合、保険者番号、個人単位被保険者番号が変わるため、医療機関・薬局・訪問看護ステーションのレセプトコンピュータで管理されている資格情報を手作業を介さずにシステムで更新するためには、紐づけのキーが必要になります。

このため、医療機関コードと照会番号をオンライン資格確認等システムに登録し、資格確認結果と共に医療機関・薬局・訪問看護ステーションに送付することで、レセプトコンピュータで管理されている資格情報と紐付けできるようになります。

オンライン資格確認等システムでの照会番号は、50 文字が登録可能です。

③ 限度額適用認定証等の情報の取込

患者本人から情報閲覧の同意を得た場合、以下の情報を照会いただくことが可能になります。

図２．１．３-８　限度額適用認定証等に係る取得方法

証の種類	概要	表示内容	取得方法
限度額適用認定証	高額療養費制度の適用区分を表す証	適用区分	本人確認し、モバイル端末または口頭で本人から情報を照会することに同意を得たうえで、マイナンバーカード、健康保険証、一括照会のいずれでも取得可能とする
限度額適用・標準負担額減額認定証	高額療養費制度の適用区分及び入院時の食費等の減額の対象者であることを表す証	適用区分（長期入院該当年月日）	〃
標準負担額減額認定証	入院時の食費等の減額の対象者であることを表す証	適用区分（長期入院該当年月日）	〃
特定疾病療養受療証	特定疾病の認定を受けたことを表す証	認定疾病名（自己負担限度額）	マイナンバーカードによりオンライン資格確認で本人を確認し、本人が同意した場合にのみ、モバイル端末、または医療機関等内で取得可能とする

２．１．４　診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧

診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧に際しては、患者本人からの同意意思をモバイル端末を用いて明示的にし、マイナンバーカードによる本人確認を行い、登録した上で、同意有無・同意日をオンライン資格確認等システムで管理します。

訪問診療等において、情報閲覧の同意が有効である場合、資格情報と一緒に診療/薬剤情報・特定健診等情報を取得可能です。訪問診療等における診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧については、患者ごとに取得する方法（図２．１．４－２）と複数の患者の情報を一括に取得する方法（図２．１．４－３）があります。

患者ごとに情報取得を行う場合には電子カルテ等から取得要求を行い、取得した診療/薬剤情報・特定健診等情報を資格確認端末に一時格納し、電子カルテ等にて取得を行います。（外来診療等における機能と同様）

複数の患者の情報を一括に取得する場合にはレセプトコンピュータから一括照会機能を用いて資格情報と共に取得要求でき、取得した診療/薬剤情報・特定健診等情報をレセプトコンピュータに一時格納し、電子カルテ等にて取得を行います。

また、診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧する際には導入済みの仕組み（アクセス制限）により、有資格者等のみが取得できることをシステム上で担保する必要があります。

図２．１．４－１診療/薬剤情報・特定健診等情報を安全に閲覧するための考え方

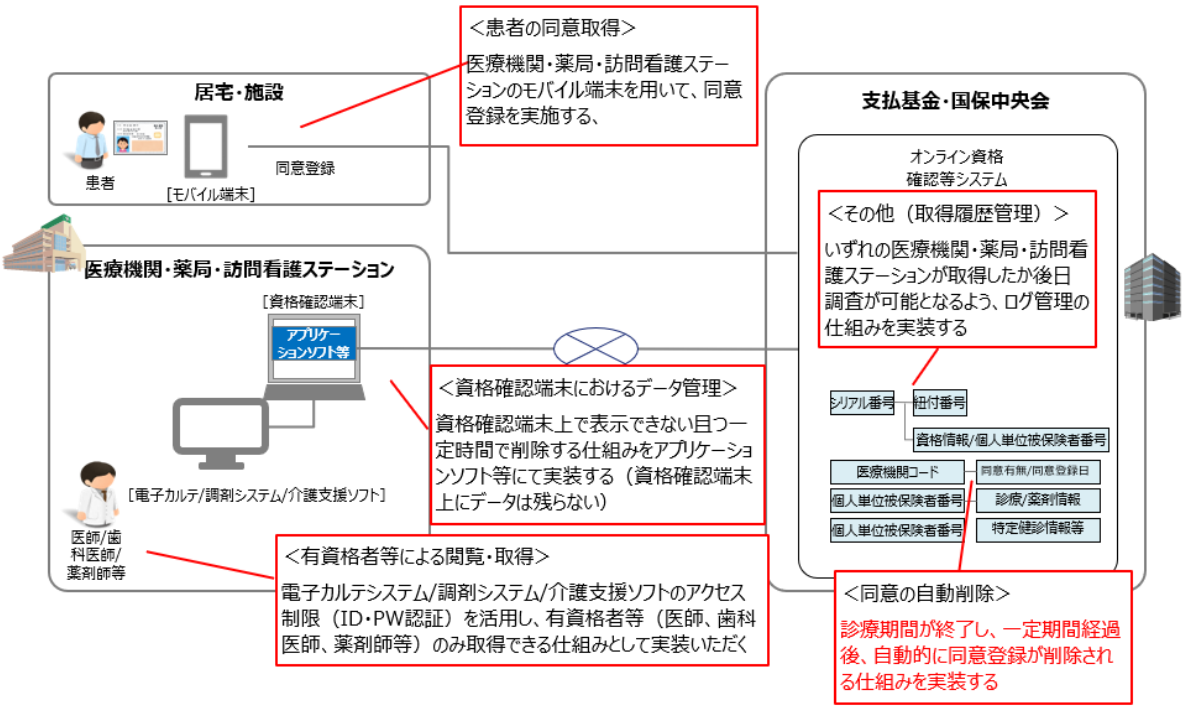

図２．１．４-２　電子カルテシステム/調剤システムにて診療/薬剤情報・特定健診等情報を行う連携イメージ(患者別照会)

新規導入向け

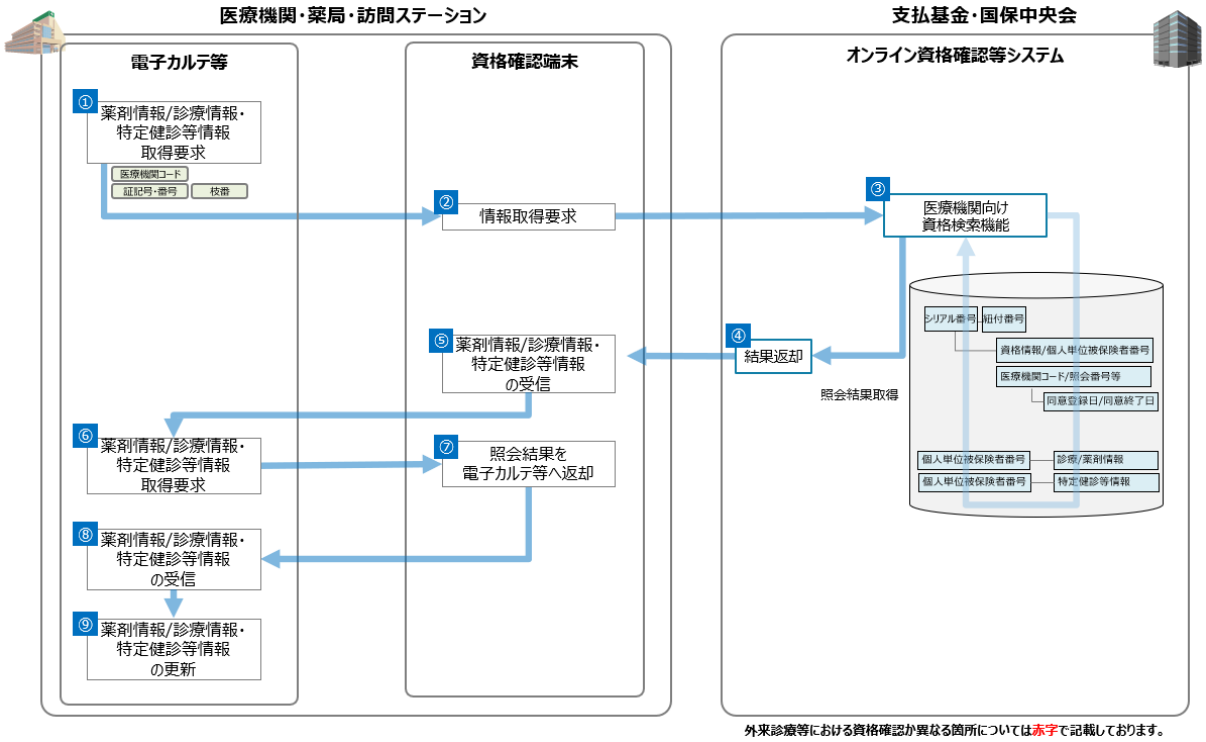

※外来診療等における機能と同様

図２．１．４-３　電子カルテシステム/調剤システムにて診療/薬剤情報・特定健診等情報を行う連携イメージ(一括照会)

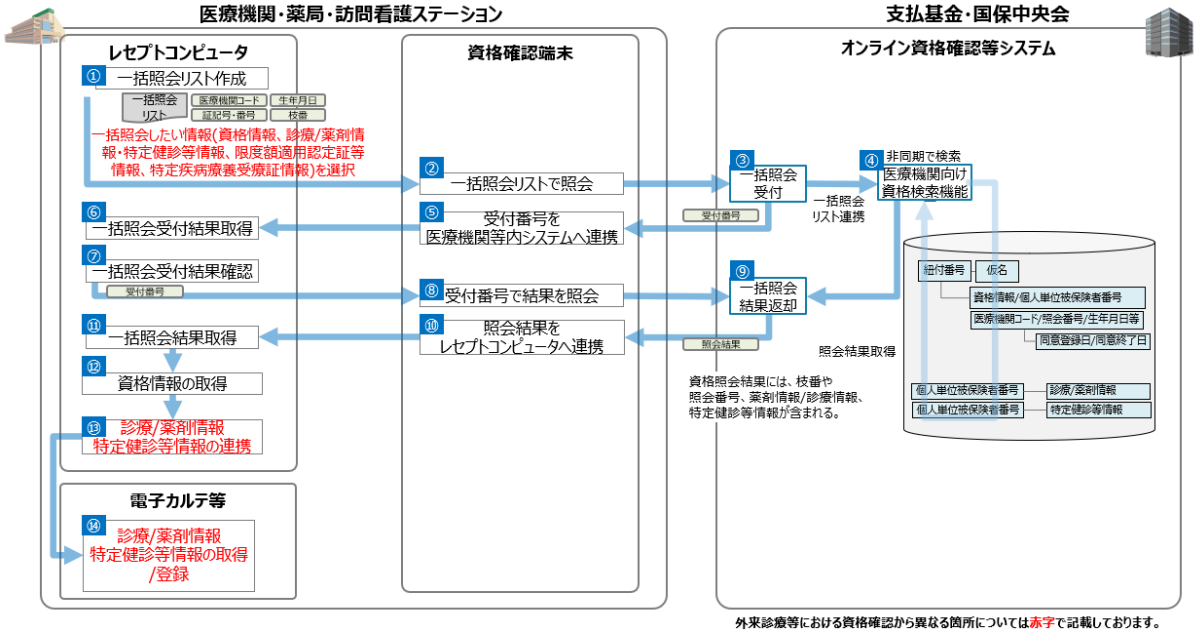

２．１．５　同意の取り消し

訪問診療等におけるオンライン資格確認においては一度取得した情報閲覧の同意は訪問診療等のサービスの提供が終了となるまで有効であるため、サービスの提供が終了した場合、もしくは患者・利用者から同意取り消しの依頼があった場合には医療機関・薬局・訪問看護ステーションが医療機関コード、被保険者等記号番号等を元にオンライン資格確認等システムへ同意の取り消しを行います。

同意の取り消し機能は既に医療機関・薬局等にて導入されている顔認証付きカードリーダー等を用いたオンライン資格確認では導入されていない機能のため、同意の取り消し機能の追加が必要となります。

図２．１．５-１　レセプトコンピュータにて同意取り消しを行う連携イメージ

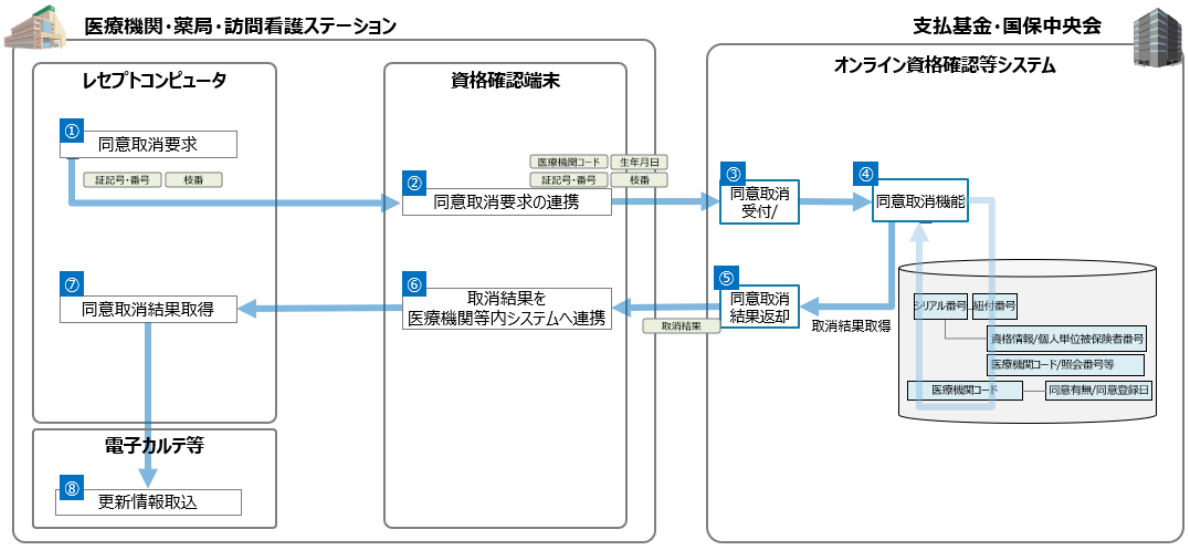

２．１．６　レセプト振替　新規導入向け

レセプト振替については、旧医療保険者等の資格で請求されたレセプトを、審査支払機関で振替処理を行った場合、新資格へ振り替えた結果及び新資格が確認できなかった情報を、増減点通知と同様の仕組みで連携します。

※既に医療機関・薬局等にて導入されている顔認証付きカードリーダー等を用いたオンライン資格確認を導入済みである場合対応不要となります。

２．１．７　資格確認端末の Web ブラウザ

資格確認端末において、レセプトコンピュータ等の既存システムと連携せずに資格確認端末の Web ブラウザを用いてオンライン資格確認ができます。

訪問診療等においても、新たな改修等をせずに現状の Web ブラウザを用いた患者の資格確認・医療情報等閲覧ができるようになります。

※詳細は、「医療機関等向けオンライン資格確認等システム操作マニュアル」として医療機関等 ONS 上で公開しています。

図２．１．７　資格確認等端末の Web ブラウザから、オンライン資格確認を行うイメージ

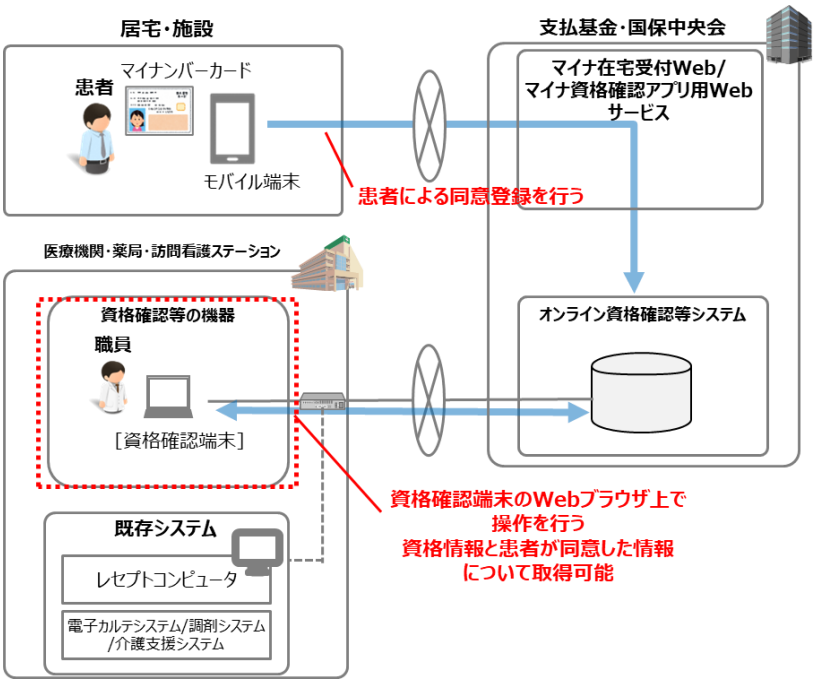

２．１．８　共通補足

ファイル形式　新規導入向け

薬剤情報はXML形式/PDF形式、診療情報はXML形式/PDF形式、特定健診等情報はXML形式/PDF形式、資格情報はXML形式で連携されます。診療/薬剤情報・特定健診等情報について、システムベンダにて医療機関・薬局・訪問看護ステーションのニーズを踏まえて選択できるように提供します。

なお、一括照会の場合は、診療/薬剤情報・特定健診等情報を連携するため、データ容量の関係上、XML形式のみになります。

※　レセプト振替情報は、審査支払機関から通知される内容をご確認ください。

文字コード　新規導入向け

オンライン資格確認等システムから連携される情報の文字コードについて、UTF-8、シフトJIS（JIS90）を使用します。

詳細は、外部インターフェイス仕様書（オンライン資格確認）として医療機関等ONS上で公開しています。

２．２　ネットワーク環境の整備

オンライン資格確認等の利用を踏まえた医療機関・薬局・訪問看護ステーション内の基本的な構成として、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第６．０版」に準拠するため、医療機関・薬局・訪問看護ステーションでは施設内のルータを経由して異なる施設間を結ぶ VPN の間で送受信ができないように経路設定するために資格確認端末を設置する構成を想定します。

また、オンライン資格確認等システムからレセプトコンピュータ等へのアクセスを制限するため、資格確認端末からオンライン資格確認等システムに対してリクエストを投げて資格情報、診療/薬剤情報・特定健診等情報を取得した上で、レセプトコンピュータ等から資格確認端末に対してリクエストを投げて当該情報を取得する仕組みとします。この仕組みにより、万が一、資格確認端末がウイルス感染された場合における院内/局内への影響/リスクが軽減されます。また、外部への情報漏洩のリスクも軽減されます。

患者宅でのオンライン資格確認時に用いるモバイル端末からの通信経路はモバイル端末からマイナ在宅受付 Web 又はマイナ資格確認アプリ用 Web サービスを経由し、オンライン資格確認等システムへ連携されることとしています。

新規導入向け

図２．２-１　ネットワーク連携の考え方（医療機関・薬局・訪問看護ステーションからオンライン資格確認等システムへのネットワーク連携）

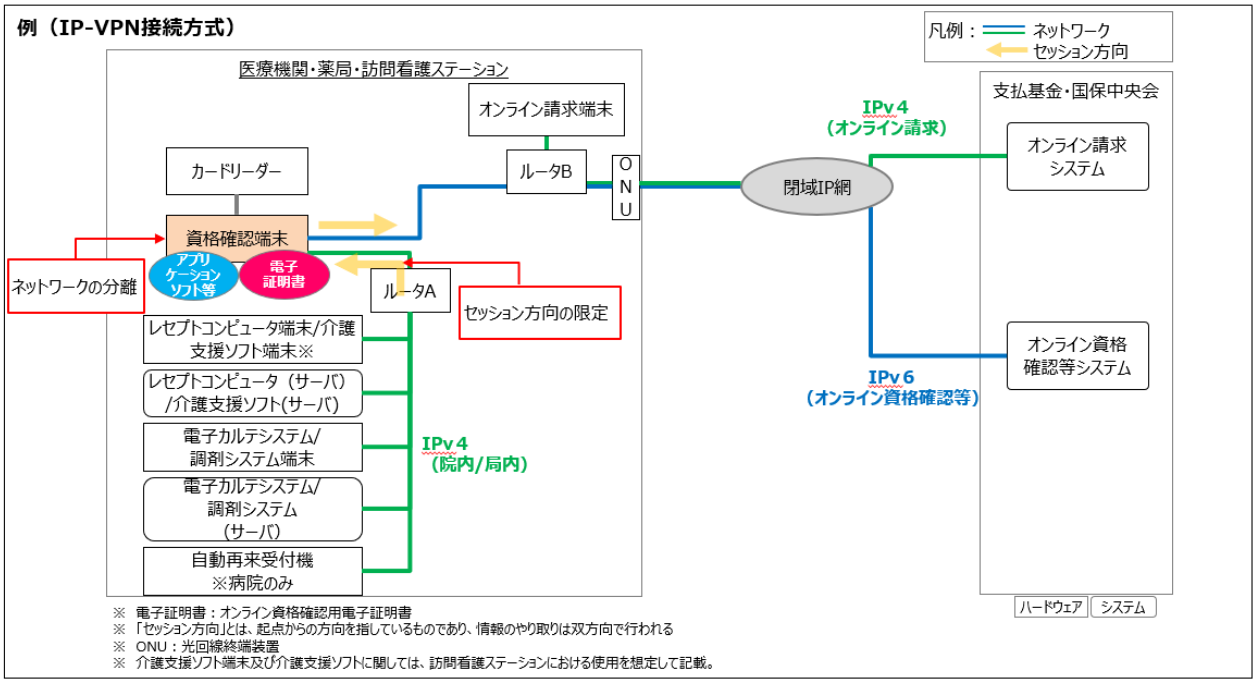

図２．２-１　ネットワーク連携の考え方（モバイル端末からオンライン資格確認等システムへのネットワーク連携）

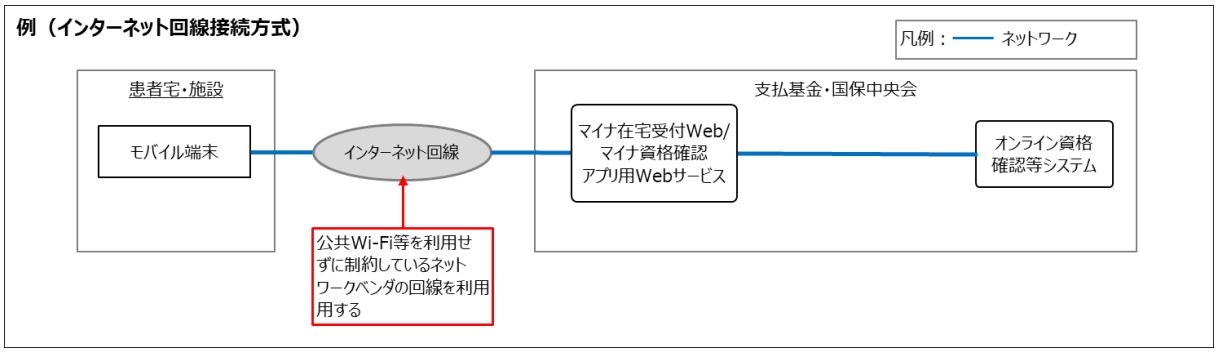

新規導入向け

図２．２－２　補足　セッション方向の限定

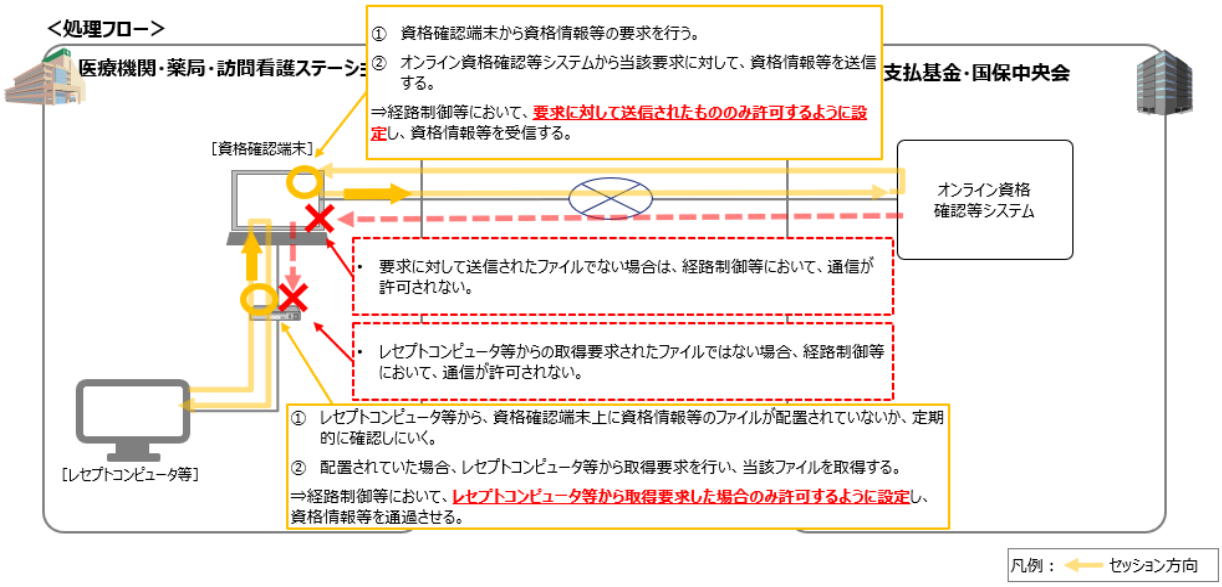

２．２．１　医療機関・薬局・訪問看護ステーションからオンライン資格確認等システムの接続に用いる回線の仕様

現在、レセプトのオンライン請求で実績のあるオンライン資格確認ネットワークは、医療保険者等、医療機関・薬局が利用するネットワーク提供事業者において閉域の接続を確保するとともに、接続端末において支払基金が予め発行したオンライン請求用電子証明書による認証を確保することで、インターネットから分離された安全な接続環境を構築されています。

また、現在の導入実績として、ほぼ 100％の病院と薬局、６割以上の医科診療所がオンライン請求を利用している現状を踏まえ、既存のオンライン資格確認ではオンライン請求のネットワークを活用することとしており、そのため訪問診療等におけるオンライン資格確認においても医療機関・薬局・訪問看護ステーションからオンライン資格確認等システムへの連携はオンライン請求のインフラを活用することとしています。

なお、既にオンライン資格確認ネットワークを利用している医療機関・薬局における現状の接続方式及び導入後の接続方式は以下のとおりです。ISDN のダイヤルアップ接続方式は令和６年１月、IP-VPN 接続方式（ADSL 回線）は令和５年１月にサービス停止となるため、IP-VPN 接続方式（光回線に限る）若しくは IPsec+IKE 接続方式へ移行してください。（訪問看護ステーションにおいては「導入後」のみを参照してください。）（光回線の未提供エリアにおいては ADSL を継続利用可能）

※既に医療機関・薬局等にて導入されている顔認証付きカードリーダー等を用いたオンライン資格確認を導入済みである場合対応不要となります。

新規導入向け

図２．２．１-１　オンライン資格確認ネットワークの現状及び導入後の接続方式

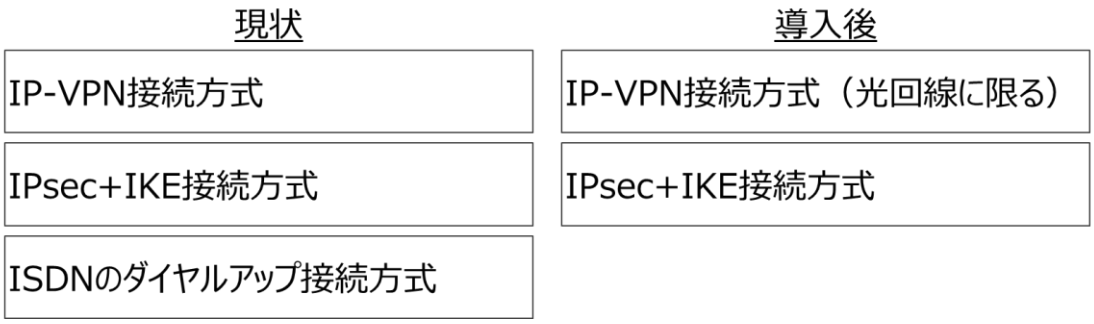

２．２．２　接続方式に応じたネットワーク連携のパターン 新規導入向け

医療機関・薬局・訪問看護ステーションとオンライン資格確認等システムを接続するためのネットワーク連携について、以下に記載します。なお、記載内容については、一般的に想定される例を示しているものであり、医療機関・薬局・訪問看護ステーションの実情に応じて適宜ご判断ください。

※既に医療機関・薬局等にて導入されている顔認証付きカードリーダー等を用いたオンライン資格確認を導入済みである場合対応不要となります。

（１）IP-VPN 接続方式

※ IP-VPN 接続方式では、IPv４（オンライン請求）と IPv６（オンライン資格確認等）併用での接続方式となります。
IP-VPN 回線業者によってはオンライン請求で利用している PPPoE セッションを利用し IPv4 接続方式でオンライン資格確認等システムへ接続します。

○　代表的な現状

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける現状のネットワーク連携は、概ね以下のとおりと想定しています。(左下の医療機関・薬局・訪問看護ステーション内の端末有無等は、各施設によって異なる想定です)

図２．２．２-１　代表的な現状

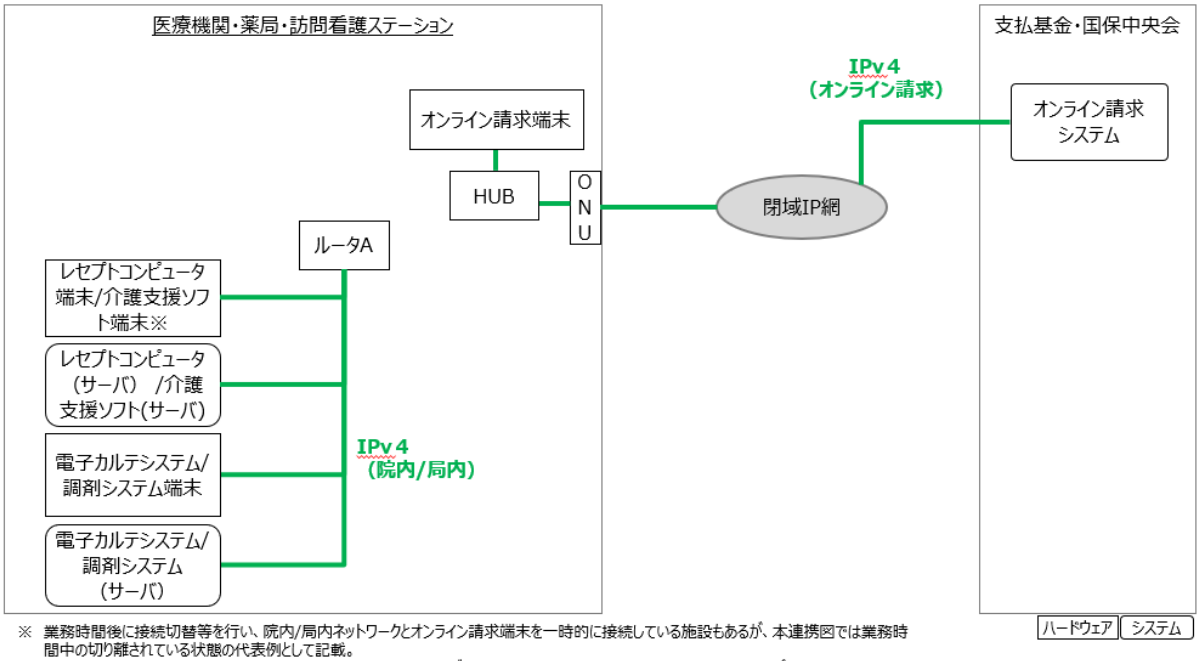

※ 業務時間後に接続切替等を行い、院内/局内ネットワークとオンライン請求端末を一時的に接続している施設もあるが、本連携図では業務時間中の切り離されている状態の代表例として記載。
※ ルータAについては医療機関・薬局によってHUBを用いているケースが想定される。また、HUBについてもルータとなる場合が想定される。
※ 介護支援ソフト端末及び介護支援ソフトに関しては、訪問看護ステーションにおける使用を想定して記載。

○　基本的な構成（資格確認端末が１台もしくは複数台のケース）

前述のネットワーク連携の考え方に沿った基本的な構成例は、以下のとおりです。主に、小規模の病院、医科診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等を想定しています。

図２．２．２-２　基本的な構成例（資格確認端末が１台もしくは複数台のケース）

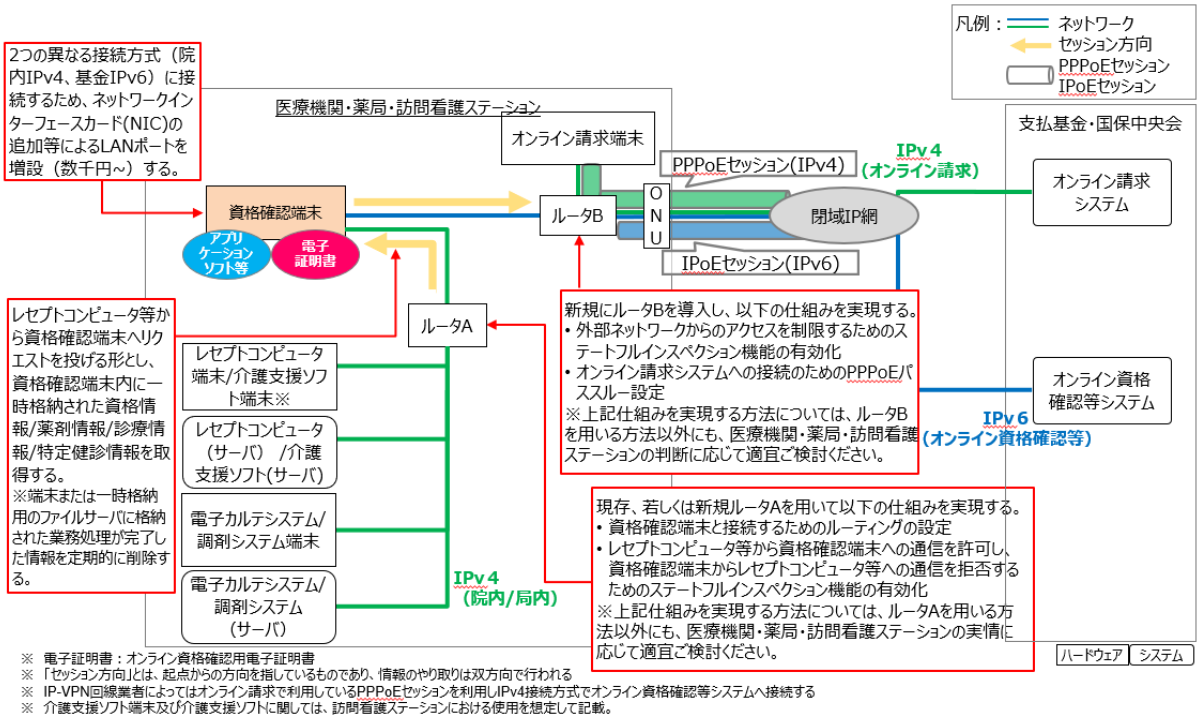

オンライン請求と資格確認を一台の端末で実施する場合の構成例

オンライン請求未対応の施設がオンライン資格確認等とオンライン請求と併せて開始する場合、資格確認端末とオンライン請求端末を兼用とすることで、新規購入する端末数を削減でき、円滑な導入につながる効果が期待できます。

図２．２．２-３　オンライン請求と資格確認を一台の端末で実施する場合の構成例

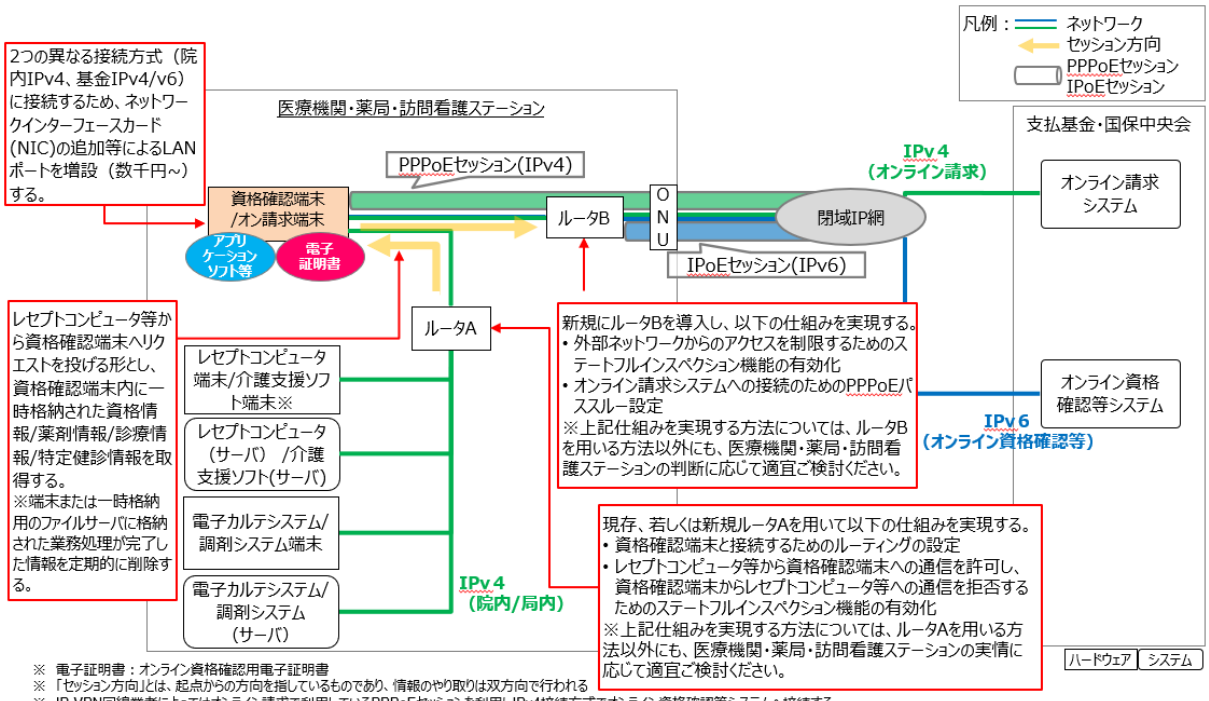

※　電子証明書：オンライン資格確認用電子証明書
※　「セッション方向」とは、起点からの方向を指しているものであり、情報のやり取りは双方向で行われる
※　IP-VPN回線業者によってはオンライン請求で利用しているPPPoEセッションを利用しIPv4接続方式でオンライン資格確認等システムへ接続する
※　IPv6接続方式にて同一端末で「オンライン資格確認等システム」と「オンライン請求システム」を同時利用は、わずかに遅延が発生する可能性があるため、非推奨
　　IPv4接続方式の場合は IP-VPN回線事業者に確認の上設定する
※　介護支援ソフト端末及び介護支援ソフトに関しては、訪問看護ステーションにおける使用を想定して記載。

（２）IPsec+IKE（ルーター型）接続方式

IPsec+IKE（ルーター型）接続方式では、既存と同様 IPv４での接続方式となります。

○　代表的な現状

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける現状のネットワーク連携は、概ね以下のとおりと想定しています。(左下の医療機関・薬局・訪問看護ステーション内の端末有無等は、各施設によって異なる想定です)

図２．２．２-４　代表的な現状

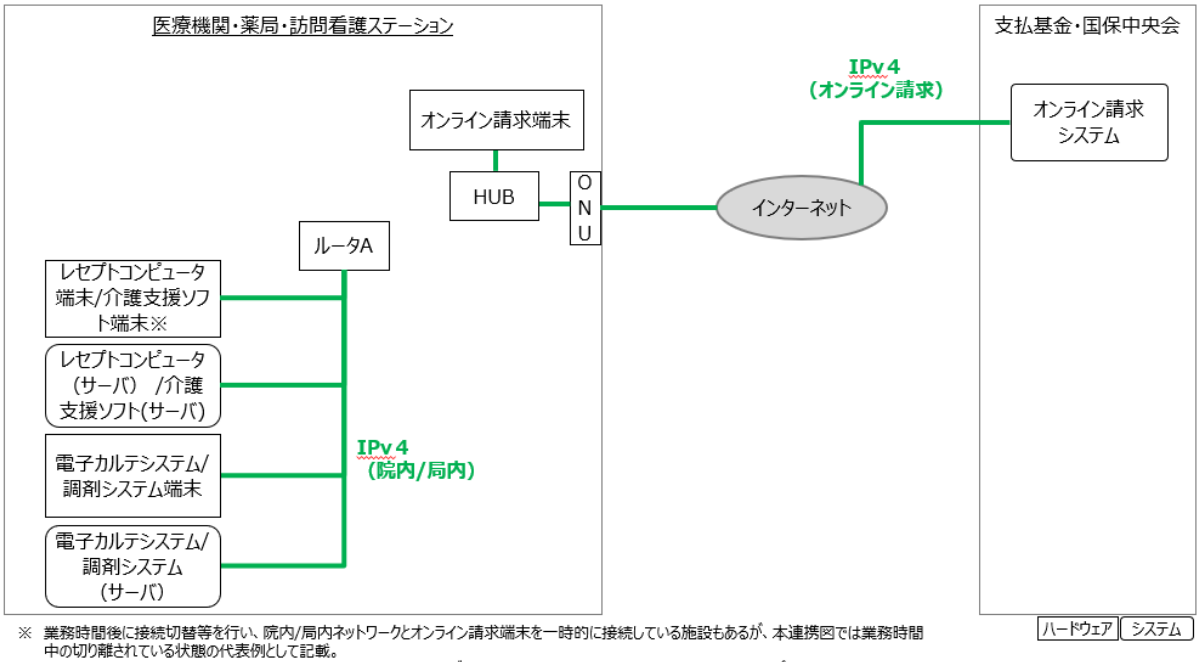

※　業務時間後に接続切替等を行い、院内/局内ネットワークとオンライン請求端末を一時的に接続している施設もあるが、本連携図では業務時間中の切り離されている状態の代表例として記載。
※　ルータAについては医療機関・薬局によってHUBを用いているケースが想定される。また、HUBについてもルータとなる場合が想定される。
※　介護支援ソフト端末及び介護支援ソフトに関しては、訪問看護ステーションにおける使用を想定して記載。

○　基本的な構成（資格確認端末が１台もしくは複数台のケース）

前述のネットワーク連携の考え方に沿った基本的な構成例は、以下のとおりです。主に、小規模の病院、医科診療所、歯科診療所、薬局等を想定しています。

図２．２．２-５　基本的な構成例（資格確認端末が１台もしくは複数台のケース）

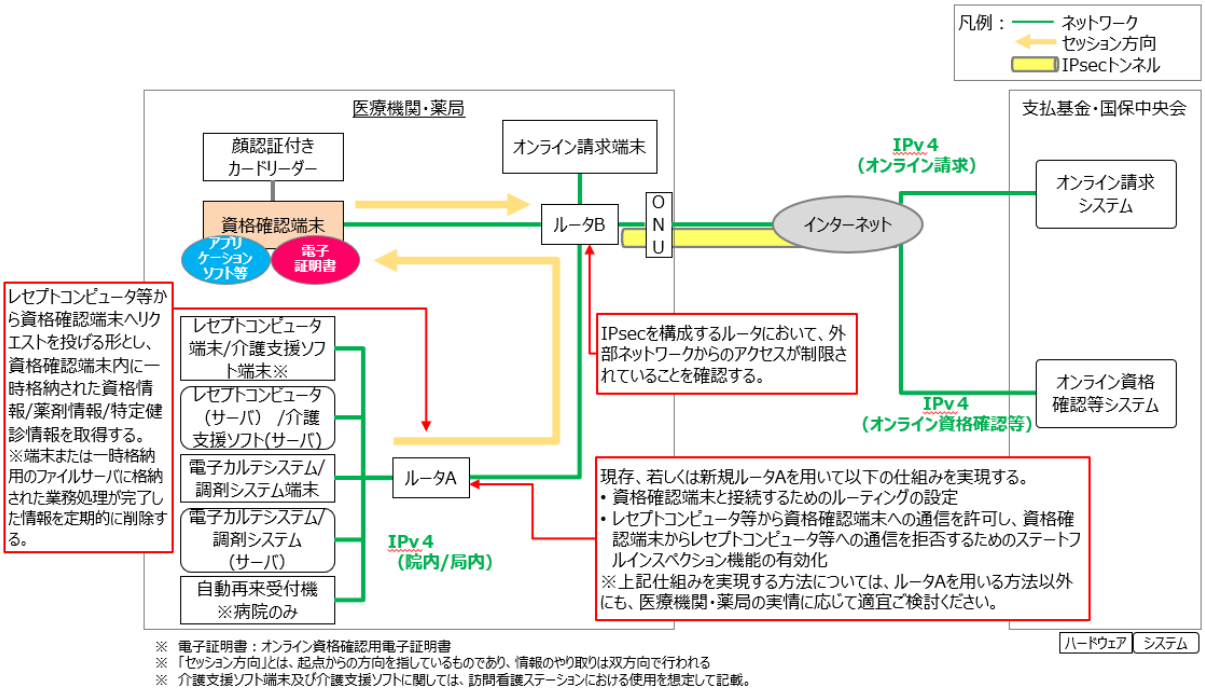

※　電子証明書：オンライン資格確認用電子証明書
※　「セッション方向」とは、起点からの方向を指しているものであり、情報のやり取りは双方向で行われる
※　介護支援ソフト端末及び介護支援ソフトに関しては、訪問看護ステーションにおける使用を想定して記載。

○　オンライン請求未対応の施設がオンライン請求と併せて開始する場合の構成例

オンライン請求未対応の施設がオンライン資格確認等とオンライン請求と併せて開始する場合、資格確認端末とオンライン請求端末を兼用とすることで、新規購入する端末数を削減でき、円滑な導入につながる効果が期待できます。

図２．２．２-６　オンライン請求未対応の施設がオン請求と併せて開始する場合の構成例

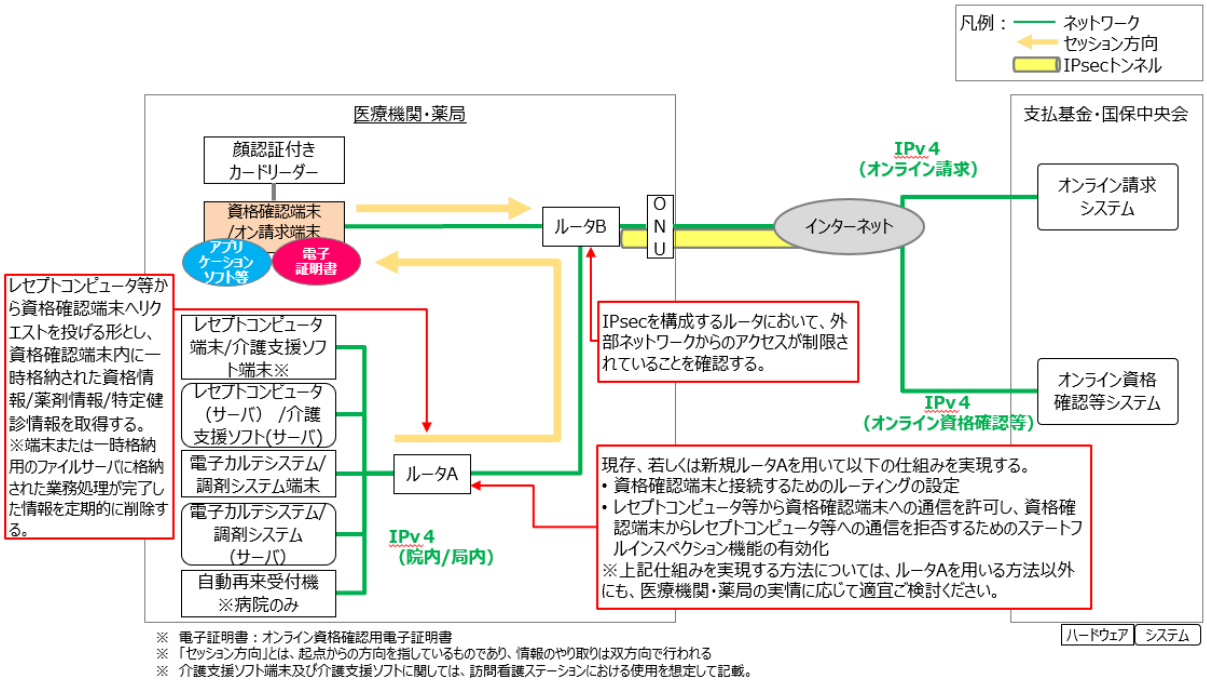

※　電子証明書：オンライン資格確認用電子証明書
※　「セッション方向」とは、起点からの方向を指しているものであり、情報のやり取りは双方向で行われる
※　介護支援ソフト端末及び介護支援ソフトに関しては、訪問看護ステーションにおける使用を想定して記載。

（３）IPsec+IKE（クライアント型/PC キー型/USB キー型）接続方式

IPsec+IKE（クライアント型/PC キー型/USB キー型）接続方式では、既存と同様 IPv４での接続方式となります。

○　代表的な現状

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける現状のネットワーク連携は、概ね以下のとおりと想定しています。(左下の医療機関・薬局・訪問看護ステーション内の端末有無等は、各施設によって異なる想定です)

図２．２．２-７　代表的な現状

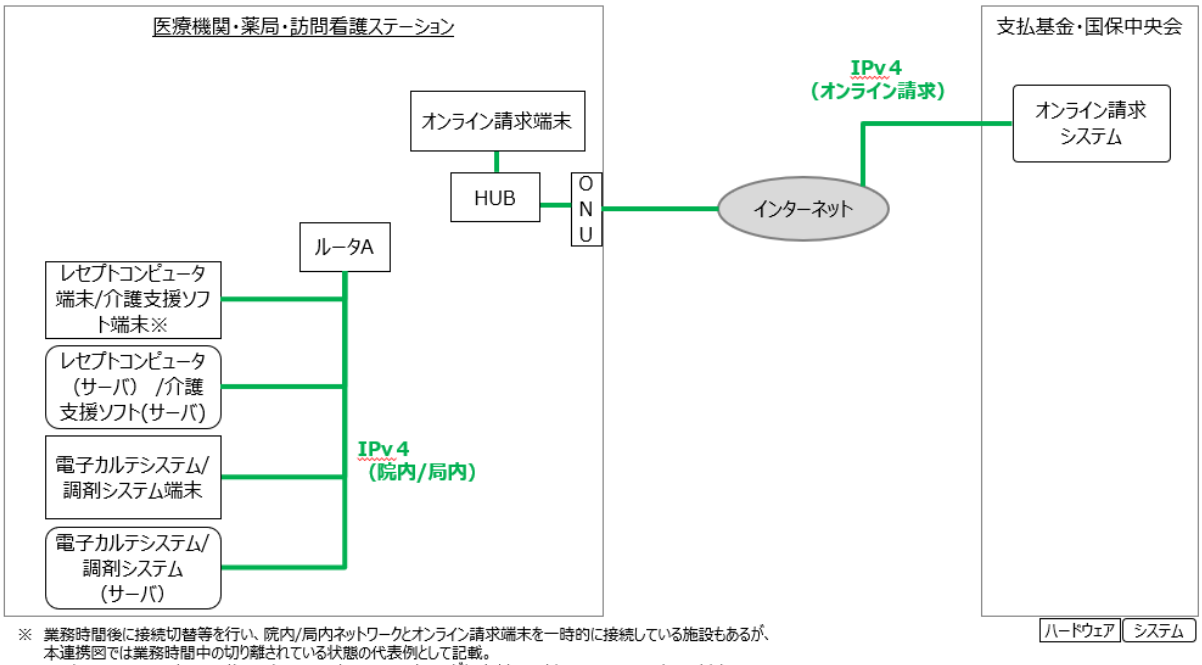

※　業務時間後に接続切替等を行い、院内/局内ネットワークとオンライン請求端末を一時的に接続している施設もあるが、本連携図では業務時間中の切り離されている状態の代表例として記載。
※　ルータAについては医療機関・薬局によってHUBを用いているケースが想定される。また、HUBについてもルータとなる場合が想定される。
※　介護支援ソフト端末及び介護支援ソフトに関しては、訪問看護ステーションにおける使用を想定して記載。

○　基本的な構成（資格確認端末が１台もしくは複数台のケース）

前述のネットワーク連携の考え方に沿った基本的な構成例は、以下のとおりです。主に、小規模の病院、医科診療所、歯科診療所、薬局等を想定しています。

図２．２．２-８　基本的な構成例（資格確認端末が１台もしくは複数台のケース）

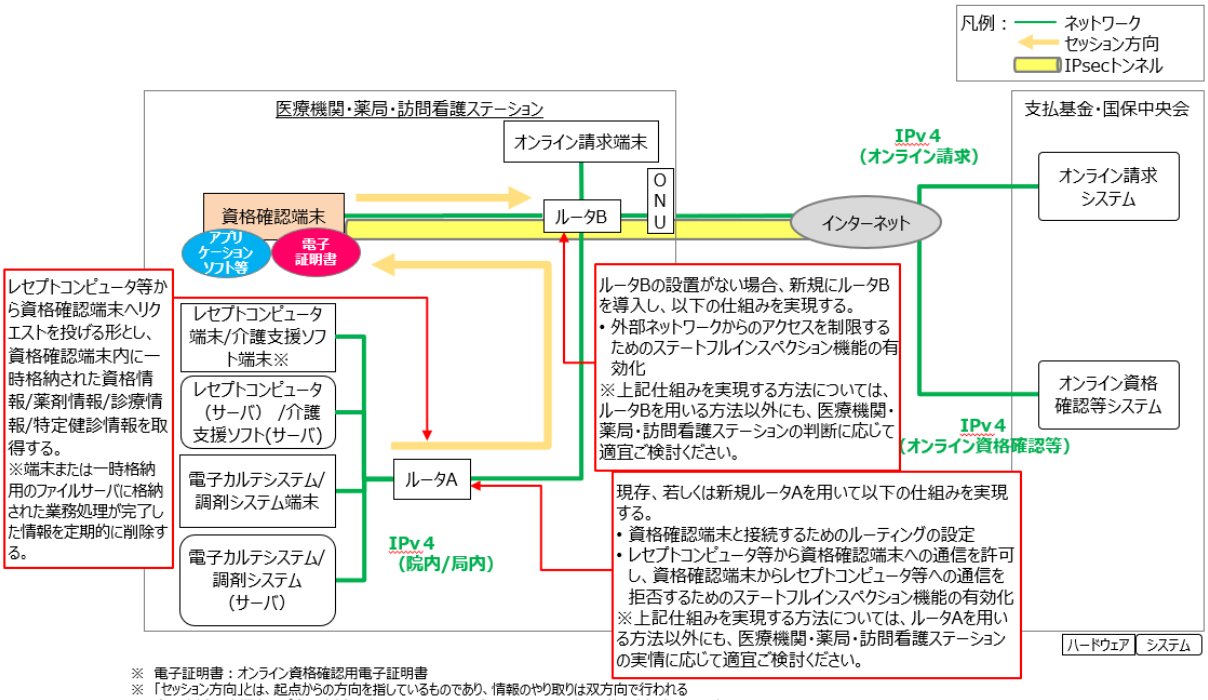

※　電子証明書：オンライン資格確認用電子証明書
※　「セッション方向」とは、起点からの方向を指しているものであり、情報のやり取りは双方向で行われる
※　介護支援ソフト端末及び介護支援ソフトに関しては、訪問看護ステーションにおける使用を想定して記載。

○ オンライン請求未対応の施設がオンライン請求と併せて開始する場合の構成例

オンライン請求未対応の施設がオンライン資格確認等とオンライン請求と併せて開始する場合、資格確認端末とオンライン請求端末を兼用とすることで、新規購入する端末数を削減でき、円滑な導入につながる効果が期待できます。

図２．２．２-９　オンライン請求未対応の施設がオン請求と併せて開始する場合の構成例

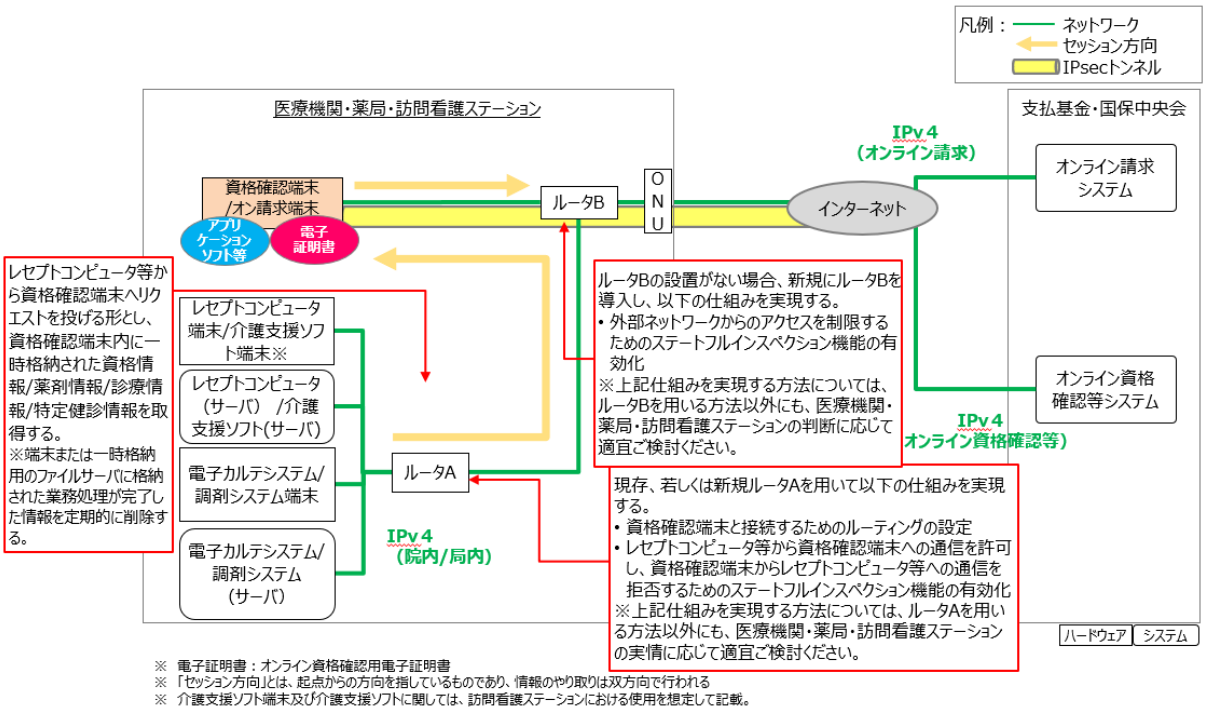

※　電子証明書：オンライン資格確認用電子証明書
※　「セッション方向」とは、起点からの方向を指しているものであり、情報のやり取りは双方向で行われる
※　介護支援ソフト端末及び介護支援ソフトに関しては、訪問看護ステーションにおける使用を想定して記載。

２．２．３　共通補足　新規導入向け

オンライン資格確認ネットワーク導入方法

医療機関・薬局・訪問看護ステーションがオンライン資格確認ネットワーク未導入の場合、オンライン資格確認等を利用するためには、オンライン資格確認ネットワーク（IP-VPN 接続方式又は IPsec+IKE 接続方式）を導入してください。

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認ネットワークに接続するに当たって、厚生労働省 HP 上で公開している「レセプトのオンライン請求に関する情報は、社会保険診療報酬支払基金 HP へ」をご確認ください。

※既に医療機関・薬局にて導入されている顔認証付きカードリーダー等を用いたオンライン資格確認を導入済みである場合対応不要となります。

２．３　セキュリティ対策

オンライン資格確認等システムと医療機関・薬局・訪問看護ステーションが接続するにあたり、オンライン資格確認等システム・マイナ在宅受付 Web 及びマイナ資格確認アプリ（２．３．１）、ネットワーク（オンライン資格確認ネットワーク局舎）（２．３．２）、医療機関・薬局・訪問看護ステーション（２．３．３）においてそれぞれセキュリティ対策を講ずることとなります。

図２．３-１　オンライン資格確認等システムと医療機関・薬局・訪問看護ステーションの接続に係るセキュリティ対策

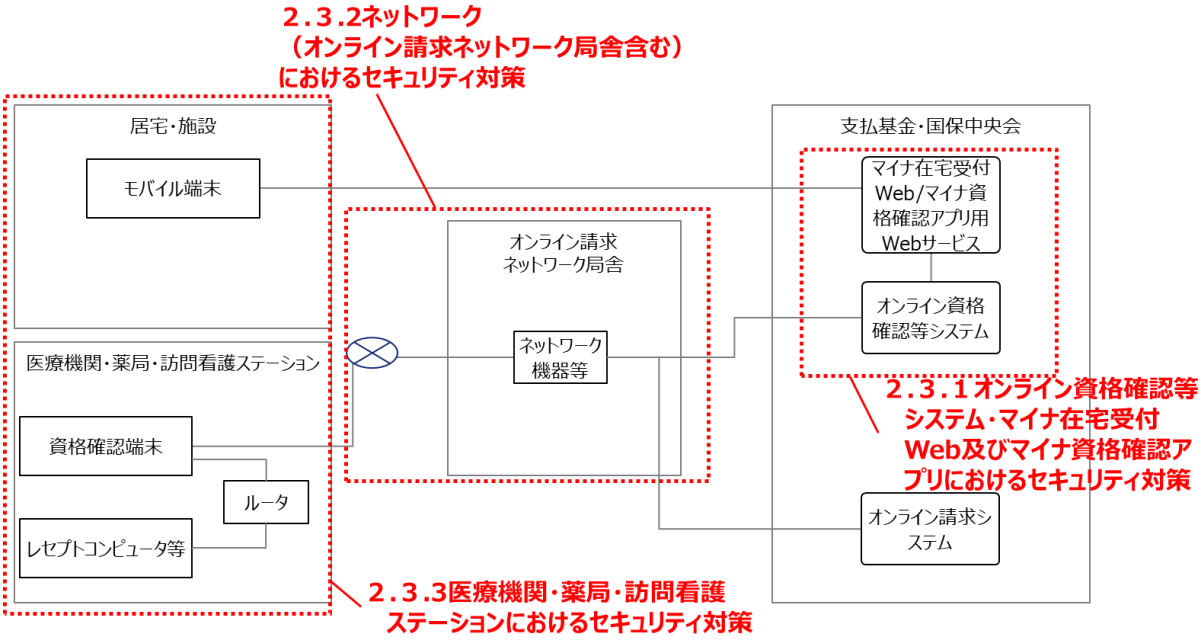

オンライン資格確認等システム、ネットワーク、医療機関・薬局・訪問看護ステーションがセキュリティ対策を講じる上で、以下２つの責任分界（通信経路、情報到達）に基づいて、セキュリティ対策の範囲を整理しています。

新規導入向け

図２．３-２　通信経路の責任分界
（資格確認端末からオンライン資格確認等システムへの接続）

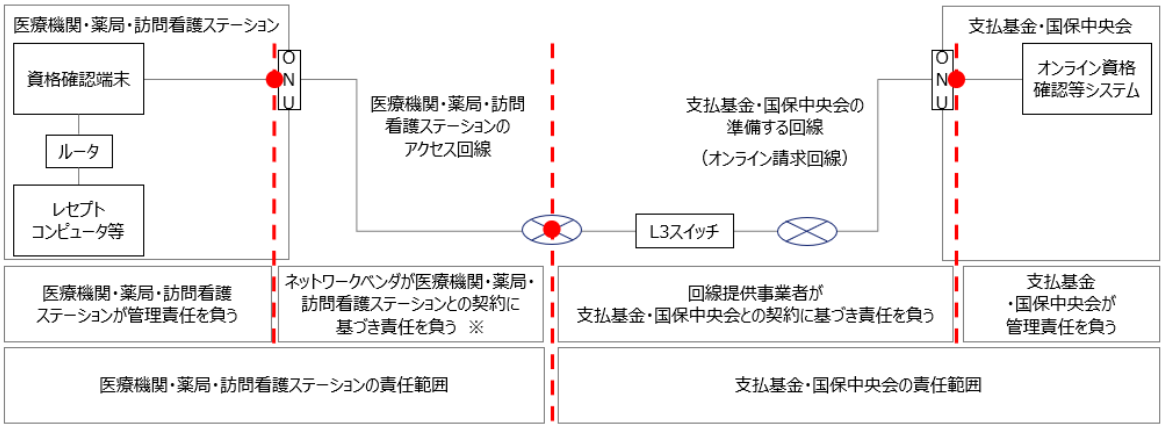

※ネットワークベンダの責任範囲は、医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとの契約内容等に応じて変わることから、上記は例示の位置づけ。

図２．３-３　通信経路の責任分界
（モバイル端末からオンライン資格確認等システムへの接続）

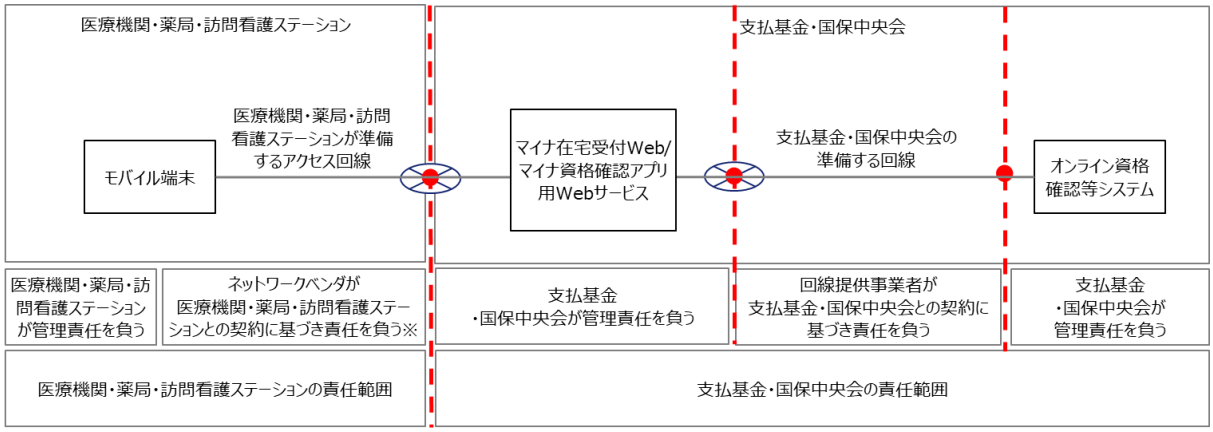

※ネットワークベンダの責任範囲は、医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとの契約内容等に応じて変わることから、上記は例示の位置づけ。
※マイナ在宅受付Webとマイナポータルの責任分界点は、デジタル庁と支払基金・国保中央会間で整理されるものとする。

新規導入向け

図２．３－４　情報到達点の責任分界
（資格確認端末からオンライン資格確認等システムへの接続）

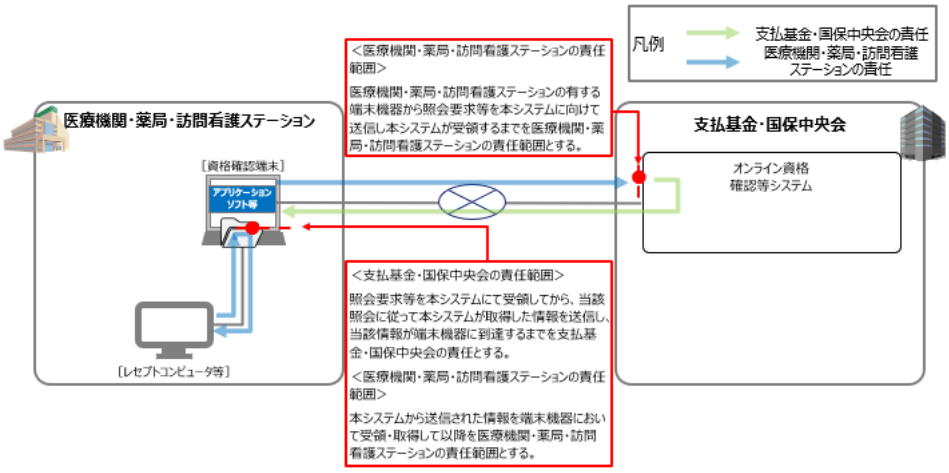

図２．３－５　情報到達点の責任分界
（モバイル端末からオンライン資格確認等システムへの接続）

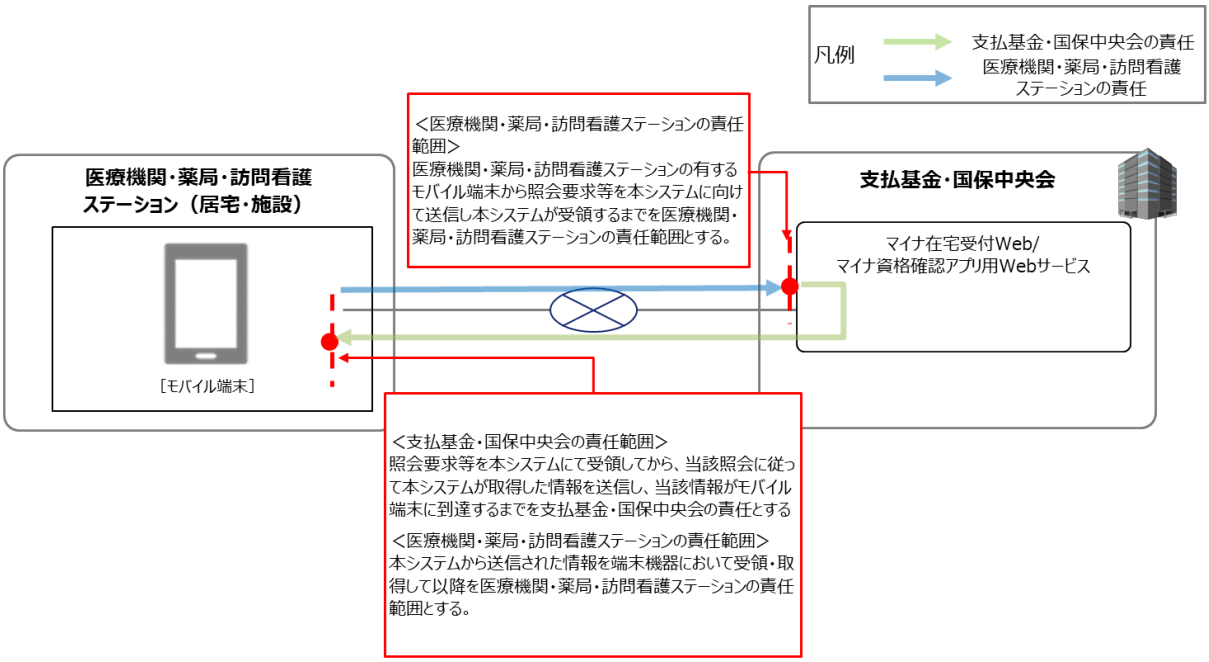

※マイナ在宅受付Webとマイナポータルの責任分界点は、デジタル庁と支払基金・国保中央会間で整理されるものとする。

２．３．１　オンライン資格確認等システム・マイナ在宅受付 Web 及びマイナ資格確認アプリにおけるセキュリティ対策

オンライン資格確認等システム・マイナ在宅受付 Web（サーバー側）及びマイナ資格確認アプリ（サーバー側）においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第６．０版」に準拠した対策を実施します。

オンライン資格確認等システム・マイナ在宅受付 Web 及びマイナ資格確認アプリでは、以下のセキュリティ対策を講ずることとしており、ネットワークに接続

した医療機関・薬局・訪問看護ステーション側に対し、ネットワークを介した不正アクセスや提供データの改ざん等が生じないように、対策を講ずることとしています。

新規導入向け

図２．３．１－１　オンライン資格確認等システム/マイナ在宅受付 Web/マイナ資格確認アプリにおける主なセキュリティ対策

アクセス・利用制限	・情報資産へのアクセスを許可された者のみに限定するため、利用する主体（職員、システム運用要員、医療機関・薬局・訪問看護ステーション）を識別するための認証を行う。 ・管理者に対するアクセス制御を検討し、内部の要員によるデータ漏えいを防止する仕組みを実現する。
セキュリティリスク分析・セキュリティ診断・セキュリティリスク管理	・設計・開発するソフトウェアの緊急性の高いセキュリティパッチなどの適用を適宜正確かつ迅速に行う。脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにする。
マルウェア対策	・アンチウイルスソフトウェア等の導入によりマルウェアへの対策を講じるための機能を備える。 ・外部ネットワークからのマルウェアの侵入や、万が一マルウェアに侵入された場合の外部ネットワークへの不正な通信等を監視し、侵入の検知、防止及び当該マルウェアによる通信の遮断等を行う。
データの秘匿	・情報の搾取や漏えいを防止するため、保護すべき情報に対してアクセス制御を行うことに加えて、保存された情報及び情報にアクセスするための通信回線を暗号化する機能を備える。
不正アクセス・内部不正対策	・ネットワーク機器及びサーバー機器への不正アクセス等による被害を極小化するため、全てのサーバー、ネットワーク機器を対象に、ネットワークおよびサーバ機器への不正アクセスの防止や万が一侵入された場合の検知・通知を行う。 ・正当な権限を持つ内部職員による内部不正や、外部攻撃によるセキュリティインシデントの放置を防止するため、ログ等の証跡に対し、当該事象を特定できるようにする。
ネットワーク対策	・通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上で遮断する機能を備える。不正な通信、サービス停止攻撃等に対し通信の遮断や通信量の抑制、レピュテーション情報を活用したセキュリティ監視等により、サービス停止の脅威を軽減する機能（自動的に遮断する仕組みも含める）を備える。
Web対策	・Ｌ７レイヤーまでのセキュリティ対策（Cookie、パラメータの改ざん、URLの改ざんなどへの対応）を行う。 ・DDoS攻撃を回避する仕組みを設ける。新たに発見された脅威に対し、速やかに対応する必要がある場合、WAFの導入による対策が必要。WAFを導入した場合に、WAFを経由した攻撃等にも対処を実施する。

２．３．２　オンライン資格確認ネットワークにおけるセキュリティ対策 新規導入向け

オンライン資格確認ネットワークにおけるセキュリティ対策においては、あらかじめ許可された医療機関･薬局･訪問看護ステーションのみが接続可能であり、他医療機関･薬局･訪問看護ステーションに応答を返さない仕組みとしています。また、医療機関・薬局・訪問看護ステーション間（A 機関⇔B 機関）での通信が不可となるよう、アクセス制御等を実施しています。

各医療機関・薬局・訪問看護ステーションから指定された接続先のみ通信ができるようになっており､オンライン資格確認等システム及び資格確認端末を運用･保守するために必要な Windows セキュリティパッチ、アプリケーションソフト等配信サイトを指定することで、万が一、ある医療機関・薬局・訪問看護ステーションがマルウェア等に感染した場合でも、他の医療機関・薬局・訪問看護ステーションへ攻撃がされることを抑制しています。

図２．３．２-１　ネットワークにおける主なセキュリティ対策

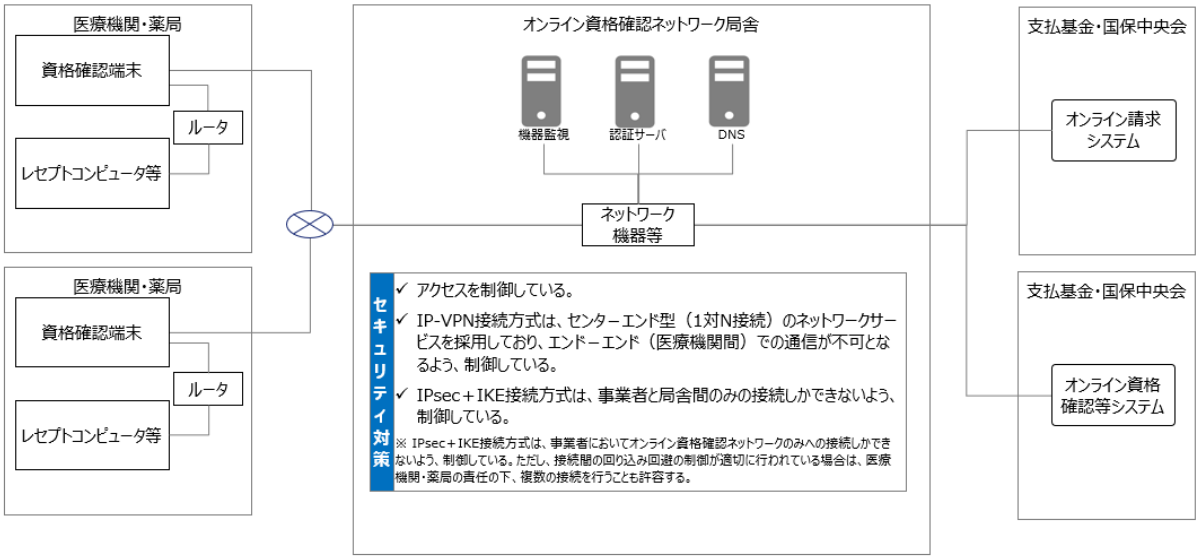

※セキュリティ対策について、機密性の関係から具体的な内容は割愛。

２．３．３　医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおけるセキュリティ対策

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいては､「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第６．０版」に準拠し、必要なセキュリティ対策を行っていただく必要があります。

各医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいてセキュリティ対策を検討する際の参考に､「２．３に示す基本的な構成例」に対するセキュリティアセスメントに基づいたセキュリティ対策例を医療機関等 ONS 上で公開しています。なお、オンライン資格確認等システムを基本的な構成で導入される場合においての医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける主なセキュリティ対策例を以下に示します。

新規導入向け

図２．３．３-１　医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける主なセキュリティ対策例（IP-VPN 接続方式の場合）

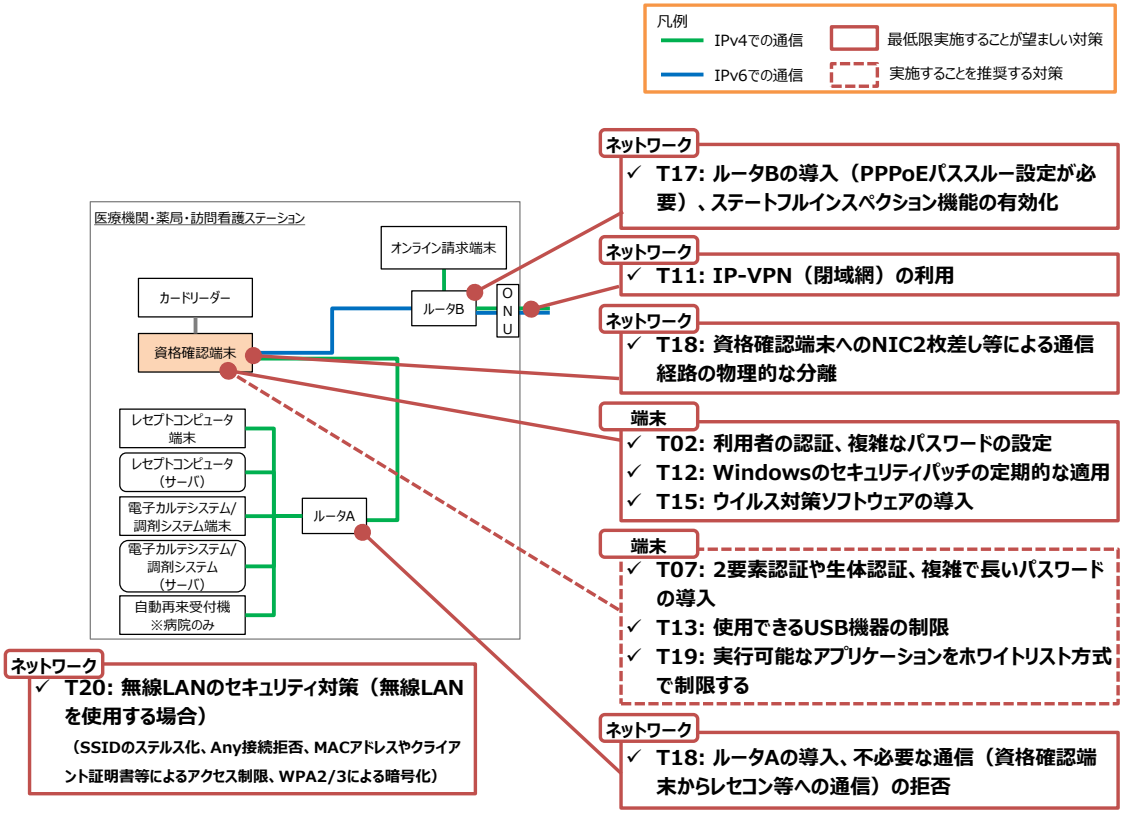

※IP-VPN回線事業者によっては、オンライン請求で利用しているPPPoEセッションを利用してIPv4接続方式でオンライン資格確認等システムへ接続する環境があるが、上記例を参考にして、各医療機関・薬局の構成に応じた対策を行うこと。

新規導入向け

図２．３．３-２　医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける主なセキュリティ対策例（IPsec+IKE 接続方式（ルーター型）の場合）

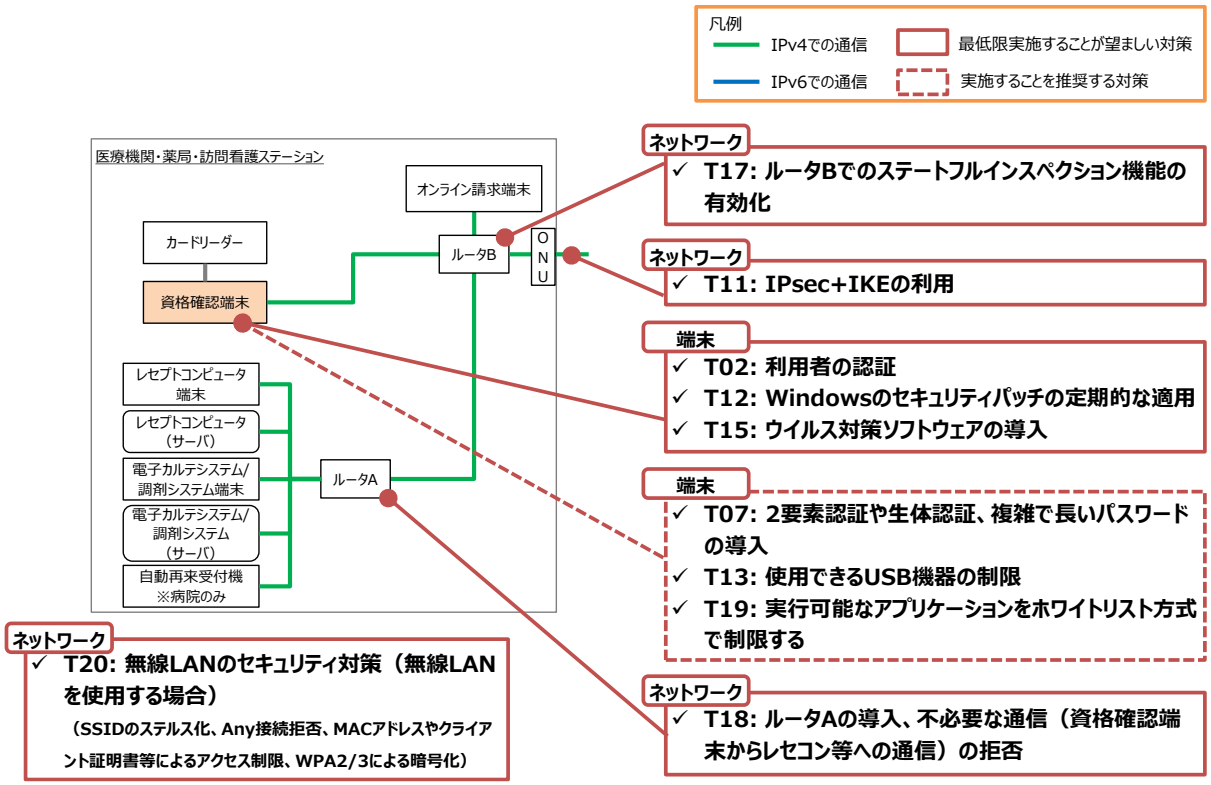

新規導入向け

図２．３．３-３　医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける主なセキュリティ対策例（IPsec+IKE 接続方式(クライアント型/PC キー型/USB キー型)の場合）

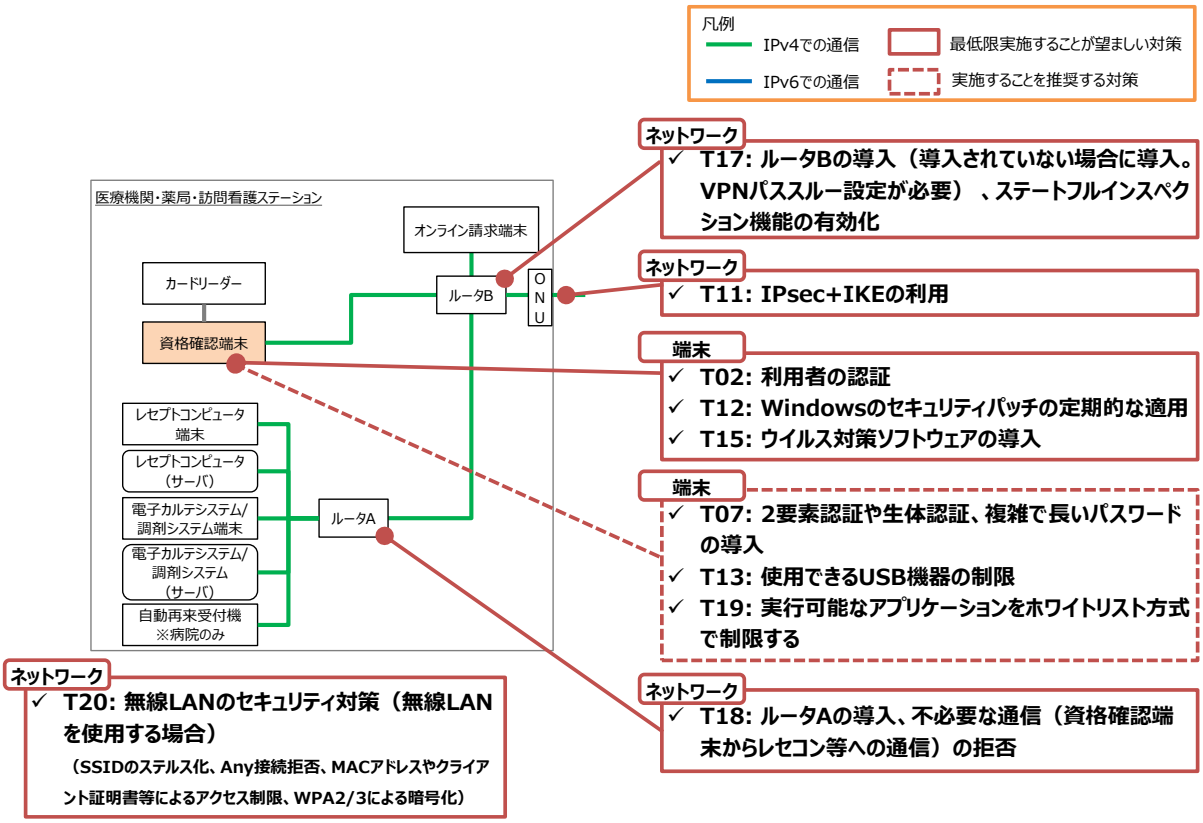

図２．３．３-４　モバイル端末を用いたオンライン資格確認におけるセキュリティ対策例

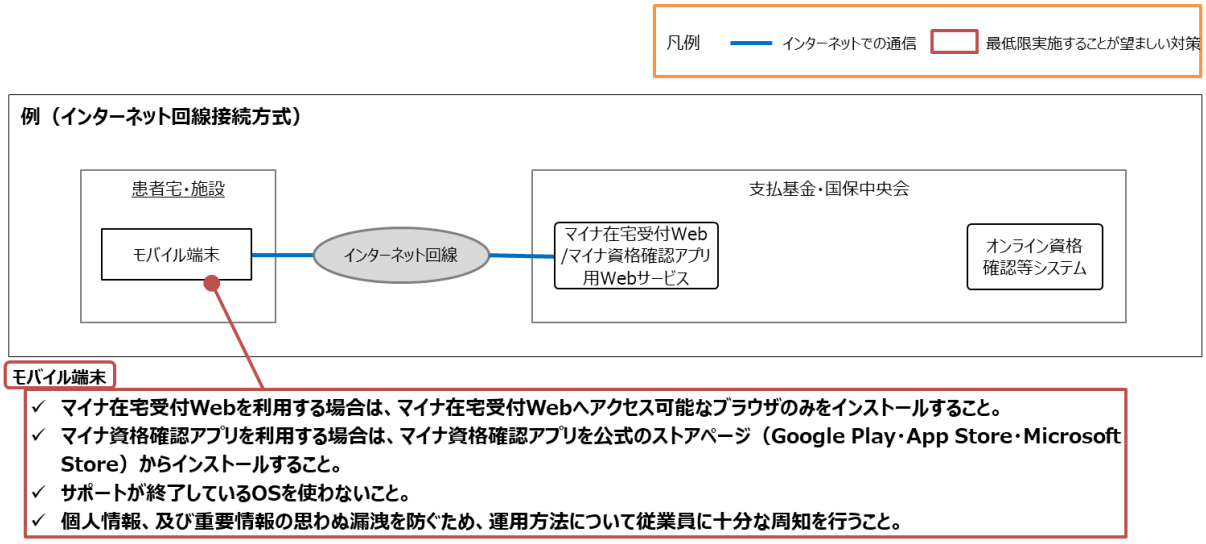

２．３．４　共通補足　新規導入向け

オンライン資格確認等に係るガイドライン

オンライン資格確認ネットワークを活用するに当たり、「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」を厚生労働省 HP 上で公開しています。

基本的な構成におけるセキュリティパッチ等の配信方針

医療機関・薬局・訪問看護ステーション内の基本的な構成（２．３．２「接続方式に応じたネットワーク連携のパターン」参照）で導入した場合、資格確認端末に対してセキュリティパッチ及びアプリケーションソフト等を配信します。

「セキュリティパッチ及びアプリケーションソフト等の配信方針」及び「ネットワーク構成別の管理責任」について医療機関等 ONS 上で公開しています。基本的な構成におけるセキュリティパッチ等の配信方針は、以下に示します。

図２．３．４-１　Windows セキュリティパッチ、アプリケーションソフト等を配信する際のネットワーク連携（配信拠点起点の場合）

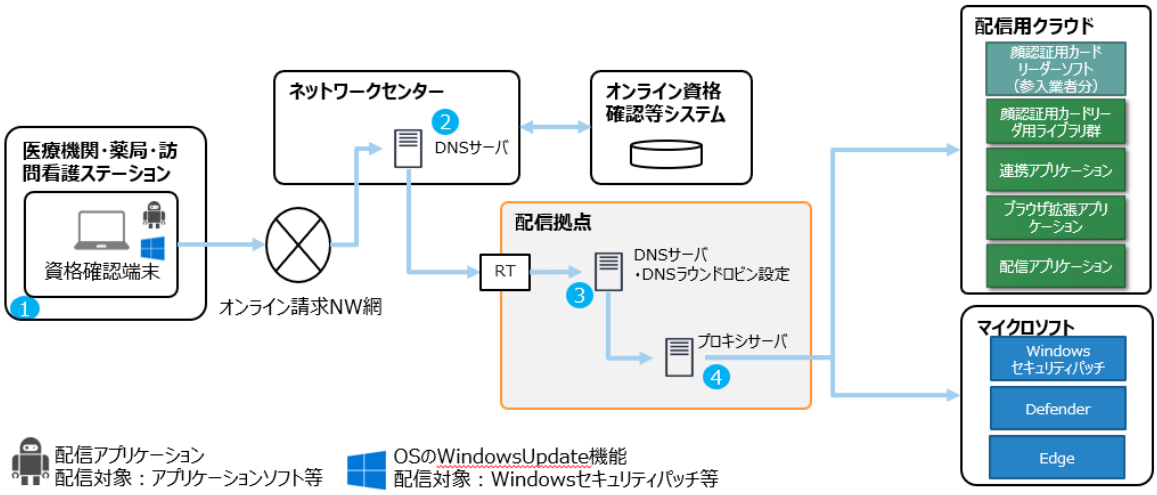

1. 資格確認端末にインストールされた配信アプリケーションおよび、OSのWindowsUpdateから、オンライン請求NW網経由でネットワークセンターのDNSサーバにアクセス
2. 2.ネットワークセンターのDNSサーバから配信拠点のDNSサーバにアクセス
3. 3.配信拠点のDNSサーバ※からプロキシサーバにアクセス
4. 4.配信拠点のプロキシサーバから配信用クラウド、マイクロソフトにアクセス

※DNSラウンドロビン設定をすることにより、負荷分散を行い、配信用クラウド、マイクロソフトにアクセスする回線が混雑しないようにする。

図２．３．４-２　Windows セキュリティパッチ、アプリケーションソフト等を配信する際のネットワーク連携（ネットワーク事業者起点の場合）

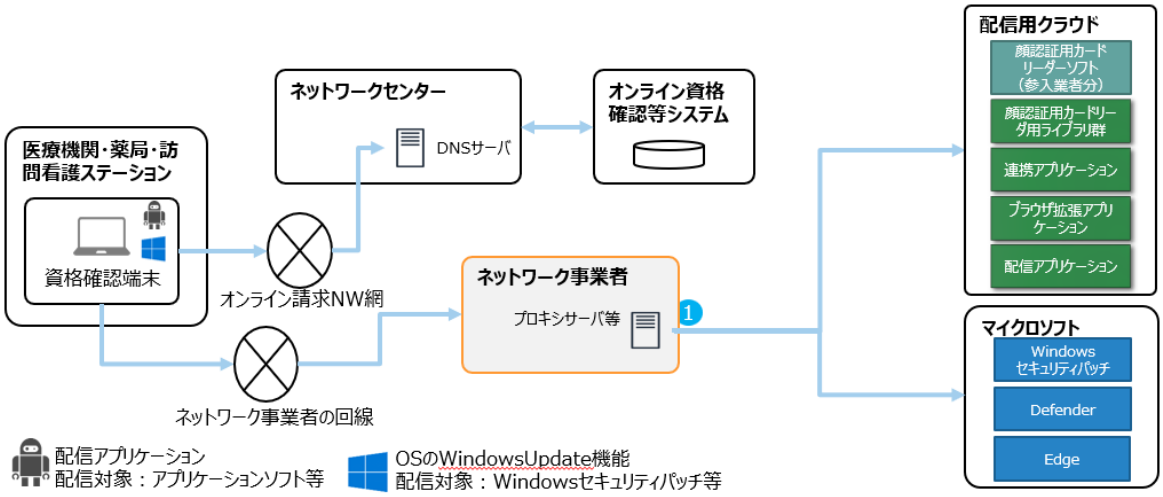

1. 資格確認端末にインストールされた配信アプリケーションおよび、OSのWindowsUpdateから、ネットワーク事業者のプロキシサーバ等を経由して、配信用クラウド、マイクロソフトにアクセス

留意点

- ネットワーク事業者において、セキュリティパッチリリース前（第2月曜日）にプロキシサーバの閉塞運用を実施し、支払基金にてWindowsセキュリティパッチの検証が確認した後にプロキシサーバを開放する必要あり（Windowsセキュリティパッチが原因でアプリケーションに不具合が生じることを避けるため）。

図２．３．４-３　Windows セキュリティパッチ、アプリケーションソフト等を配信する際のネットワーク連携（医療機関等起点の場合）

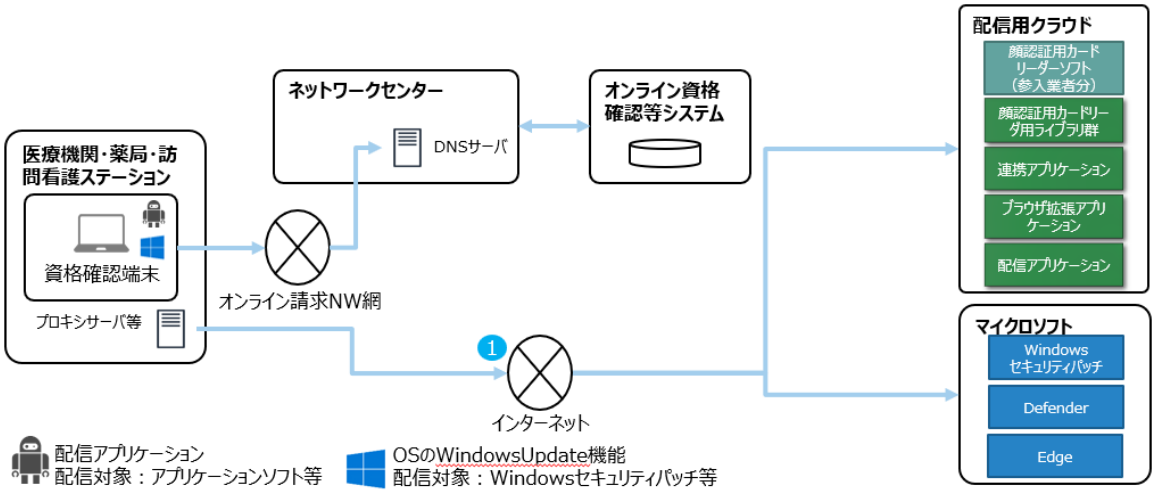

1 資格確認端末にインストールされた配信アプリケーションおよび、OSのWindowsUpdateから、インターネットを経由して、配信用クラウド、マイクロソフトにアクセス

留意点

- 支払基金にてWindowsセキュリティパッチの検証が完了次第、その旨医療機関等向けポータルサイト等に公開する。
- 医療機関等及びレセプトコンピュータ等システムベンダは、セキュリティパッチリリース前（第2月曜日）にプロキシサーバの閉塞運用を実施し、検証完了の情報公開後にプロキシサーバを開放する。または、ローカルポリシー等で毎月第2週に自動更新が行われないよう設定する。

ネットワーク事業者起点、医療機関等起点からの取得においては、Windows セキュリティパッチ、アプリケーションソフト等の配信に関してネットワーク事業者、及び医療機関等が管理責任を負うこととなります。

図２．３．４-４　Windows セキュリティパッチ、アプリケーションソフト等の配信起点別の配信に伴う接続に係る管理責任

#	起点	概要	配信に伴う接続に係る管理責任
①	配信拠点	配信拠点内のプロキシサーバから配信用クラウド、マイクロソフトにアクセスする（令和2年10月12日に提示している方式）。	支払基金が管理する
②	ネットワーク事業者	ネットワーク事業者の拠点内にあるプロキシサーバから配信用クラウド、マイクロソフトにアクセス	ネットワーク事業者が管理する
③	医療機関	医療機関等からインターネット経由で直接配信用クラウド、マイクロソフトにアクセス	医療機関等及びレセプトコンピュータ等システムベンダが管理する

※①、②のどちらの接続方式を採用しているかについては、ネットワーク事業者により異なりますので、確認が必要な場合は、ネットワーク事業者へお問い合わせください。

３．　作業の全体像

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認等を利用開始するためには、医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムベンダにおいて、医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおける環境整備に先立ち、既存システムを改修していただく必要があります。オンライン資格確認等の実現に向け、既存システムの改修（準備作業）の実施をお願いいたします。

図３－１　訪問診療等におけるオンライン資格確認等の利用開始に向けたロードマップ

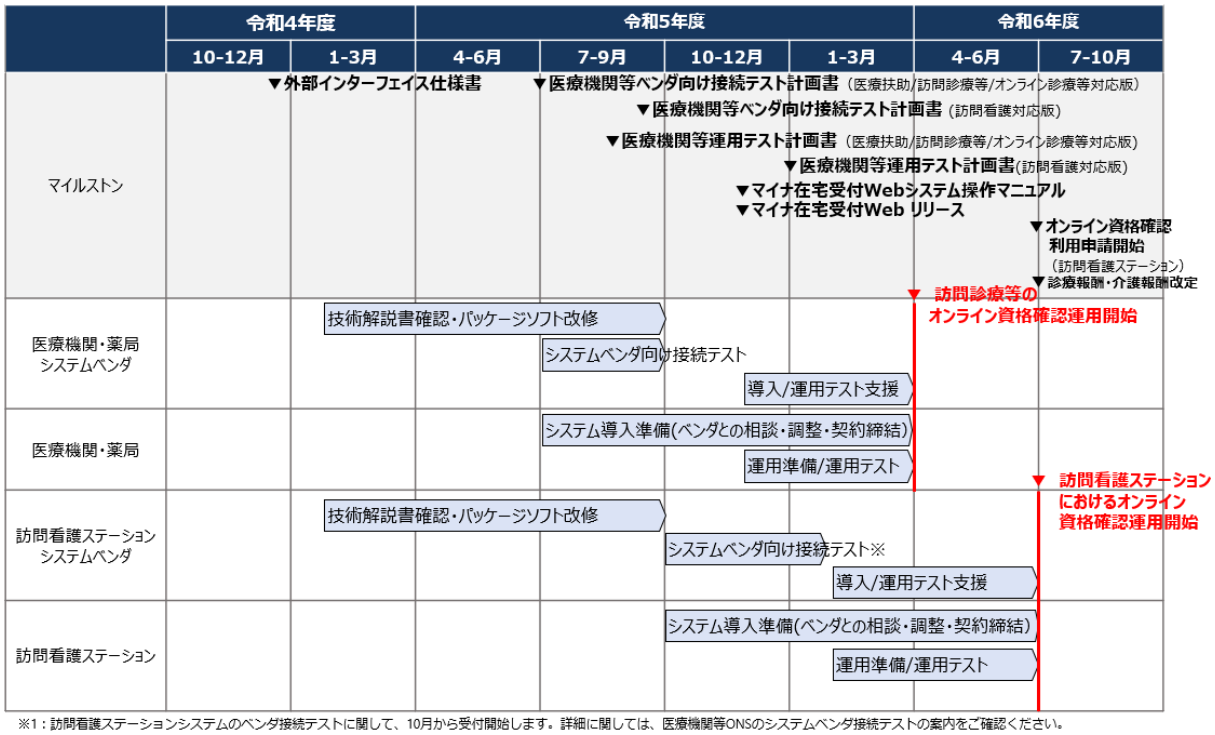

※1：訪問看護ステーションシステムのベンダ接続テストに関して、10月から受付開始します。詳細に関しては、医療機関等ONSのシステムベンダ接続テストの案内をご確認ください。

表３-１　主なマイルストン

	マイルストン	概要	時期
①	オンライン資格確認開始	医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認ができるようになります。	令和６年４月頃 ※訪問看護ステーションは令和６年６月頃
②	診療/薬剤情報閲覧開始	診療/薬剤情報管理機能の運用に伴い、本人同意がある場合、診療/薬剤情報を閲覧できるようになります。	令和６年４月頃 ※訪問看護ステーションは令和６年６月頃
③	特定健診等情報閲覧開始	特定健診等情報管理機能の運用に伴い、本人同意がある場合、特定健診等情報を閲覧できるようになります。	令和６年４月頃 ※医療保険者等にて登録された場合のみ閲覧可能 ※訪問看護ステーションは令和６年６月頃
④	オンライン請求開始（訪問看護ステーション）	訪問看護ステーションにて、オンライン資格確認ネットワークを介したオンライン請求が可能となります。	令和６年６月 （７月請求分から運用開始）
⑤	医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダ向け接続テスト実施申請開始	医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダが改修した医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステム（パッケージシステム）とオンライン資格確認等システムとの接続テストに係る実施申請を受け付けます。	令和５年７月頃 ※訪問看護ステーションは令和５年 10 月頃

４．　準備作業

４．１　パッケージソフトの改修

４．１．１　訪問診療等におけるオンライン資格確認機能

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認機能を利用するために、システムベンダにて改修が必要と想定される内容を記載します。

※　パッケージソフトごと又は医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとにレセプトコンピュータ/電子カルテシステム/調剤システム/介護支援ソフトの仕様等が異なると想定されることから、２．２「レセプトコンピュータ等の既存システムの改修」に記載された代表的な連携パターンを前提とした場合に想定される一例を記載します。

※　記載している改修内容以外の機能についても、医療機関・薬局・訪問看護ステーションのニーズを踏まえ、システムベンダにて改修の必要性をご検討ください。

表４．１．１-１　訪問診療等におけるオンライン資格確認機能に係る改修内容

※既存のオンライン資格確認等システムから異なる箇所については赤字で記載しております。

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
（１）	健康保険証情報の項目追加	レセプトコンピュータ	枝番を入力する項目を追加すること。
			（レセプトコンピュータにてカルテ１号用紙を印刷している場合）カルテ１号用紙のフォーマットに枝番を入力する項目を追加すること。
		（健康保険証情報を連携している場合）電子カルテシステム/調剤システム/介護支援ソフト等	枝番を入力する項目を追加すること。
（２）	オンライン資格確認情報等の取込機能の追加（訪問診療等）	レセプトコンピュータ 電子カルテシステム/調剤システム/介護支援ソフト等	被保険者証情報で訪問診療等の同意登録がある患者の最新の資格情報、特定健診情報・薬剤情報等を照会要求する。

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ照会結果を取得要求し、受信すること。
			照会結果を表示すること。
			診療/薬剤情報・特定健診等情報を取得する場合は、電子カルテへ情報連携すること。（レセプトコンピュータに診療/薬剤情報・特定健診等情報は残さない）
（３）	健康保険証によるオンライン資格情報等の取込機能の追加	レセプトコンピュータ	（新規患者）健康保険証によるオンライン資格確認用の入力画面を表示し、資格情報等の照会要求（入力情報：保険者番号、被保険者証記号・番号、枝番（任意）、生年月日、資格確認日）をすること。
			（2 回目以降）該当患者の資格情報等画面から資格情報等の照会要求（入力情報：保険者番号、被保険者証記号・番号、枝番（任意）、生年月日、資格確認日）をすること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ資格情報等を取得要求し、受信すること。
			受信した資格情報等の取得結果（表示内容：有効、無効、該当資格なしのステータス）を表示すること。
			（受信した資格情報等の取得結果が有効であった場合）取得した資格情報等を登録・更新すること。

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
（4）	照会番号の登録機能の追加	レセプトコンピュータ	（マイナンバーカードによるオンライン資格確認）照会番号が空白だった場合、新規カルテを起票し、取得した資格情報等を登録・照会番号を送信すること。
			（マイナンバーカードによるオンライン資格確認）取得した資格情報等の照会番号情報でレセプトコンピュータ内の患者情報と紐付けすること。
			（健康保険証によるオンライン資格確認）照会番号を送信すること。
（5）	限度額適用認定証等情報の取込機能の追加	レセプトコンピュータ	資格情報等画面から限度額適用認定証等の情報の照会要求をすること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ限度額適用認定証等の情報を取得要求し、受信すること。
			受信した限度額適用認定証等情報の取得結果を表示すること。
			受信した限度額適用認定証等の情報を登録・更新すること。
（6）	事前確認における一括照会の機能の追加	レセプトコンピュータ	一括照会リスト作成すること。
			一括照会リストを照会要求すること。
			一括照会受付番号を取得すること。
			一括照会受付番号にて照会結果の取得要求すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ一括照会結果を取得要求し、受信すること。

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
			一括照会結果を表示すること。
			（保険者変更がなく、追加情報を取得した場合）照会番号で該当患者を紐付けし、該当患者の資格情報を更新すること。
（7）	同意済資格情報一括取得（訪問診療等）の機能の追加	レセプトコンピュータ	医療機関コード、同意年月日および受診年月日をもとに、患者の最新の資格情報の一括取得要求をすること。
			一括取得受付番号を取得すること。
			一括取得受付番号にて取得結果の取得要求すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ一括取得結果を取得要求し、受信すること。
			一括取得結果を表示すること。
（8）	一括照会の機能の追加（訪問診療等）	レセプトコンピュータ 電子カルテシステム/調剤システム/介護支援ソフト等	一括照会リスト作成すること。
			一括照会リストで取得する情報(資格情報、診療/薬剤情報・特定健診等情報、限度額適用認定証等情報、特定疾病療養受療証情報)を選択すること。
			一括照会リストを照会要求すること。
			一括照会受付番号を取得すること。
			一括照会受付番号にて照会結果の取得要求すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ一括照会結果を取得要求し、受信すること。

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
			一括照会結果を表示すること。
			（保険者変更がなく、追加情報を取得した場合）照会番号で該当患者を紐付けし、該当患者の資格情報を更新すること。
			診療/薬剤情報・特定健診等情報を取得する場合は、電子カルテへ情報連携すること。（レセプトコンピュータに診療/薬剤情報・特定健診等情報は残さない）
（９）	閲覧同意取消機能の追加	レセプトコンピュータ	同意の取り消しを行う患者を個人単位被保険者番号等を基に照会要求すること。
			同意取り消し結果を表示/更新すること。
(10)	医療機関アクセス URL 取得機能の追加	レセプトコンピュータ	マイナ在宅受付 Web にアクセスする医療機関別の URL および URL の二次元バーコードを取得要求すること。
			マイナ在宅受付 Web にアクセスする医療機関別の URL および URL の二次元バーコードの取得結果を表示すること。
(11)	医療機関環境設定に関する機能の追加	レセプトコンピュータ	医療機関の環境設定項目を照会要求すること。
			医療機関の環境設定項の照会結果を出力すること。
			医療機関の環境設定項目の更新要求すること。
			医療機関の環境設定項目の更新結果を出力すること。
(12)	マイナ資格確認アプリのア	レセプトコンピュータ	マイナ資格確認アプリに端末登録する際に用いる端末

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
	クティベーションコードの発行に関する機能の追加		固有のアクティベーションコードの発行を要求すること。
			マイナ資格確認アプリに端末登録する際に用いる端末固有のアクティベーションコードの発行結果を出力すること。

詳細は、外部インターフェイス仕様書（オンライン資格確認）として医療機関等 ONS 上で公開しています。

４．１．２　診療/薬剤情報・特定健診等情報

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいて診療/薬剤情報・特定健診等情報を利用するために、システムベンダにて改修が必要と想定される内容を記載します。

※　パッケージソフトごと又は医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとに電子カルテシステム/調剤システム/介護支援ソフト等の仕様が異なると想定されることから、２．２「レセプトコンピュータ等の既存システムの改修」に記載された代表的な連携パターンを前提とした場合に想定される一例を記載します。

※　記載している改修内容以外の機能についても、医療機関・薬局・訪問看護ステーションのニーズを踏まえ、システムベンダにて改修の必要性をご検討ください。

表４．１．２-１　診療/薬剤情報・特定健診等情報に係る改修内容

※既存のオンライン資格確認等システムから異なる箇所については赤字で記載しております。

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
（1）	診療/薬剤情報・特定健診等情報閲覧機能の追加	電子カルテシステム 調剤システム 介護支援ソフト	同意取得有無を入力する項目を追加すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ同意取得情報を取得要求し、受信すること。
			取得した同意取得情報を該当患者のカルテ情報等に登録すること。
			該当患者の照会に必要な情報（入力情報：個人単位被保険者番号、生年

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
			月日）をレセプトコンピュータから取得すること。
			診療/薬剤情報は抽出対象年月を入力した上で、個人単位被保険者番号等を基に照会要求すること。 ※なお、照会要求する際は、同意取得有の確認を以て行うこと。
			特定健診等情報は個人単位被保険者番号等を基に照会要求すること。 ※なお、照会要求する際は、同意取得有の確認を以て行うこと。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ診療/薬剤情報・特定健診等情報を取得要求し、受信すること。
			取得した診療/薬剤情報・特定健診等情報を該当患者のカルテ情報等に追加・更新すること。
			該当患者のカルテ情報等に診療/薬剤情報・特定健診等情報の照会結果を表示すること。
（2）	一括照会による診療/薬剤情報・特定健診等情報の追加	電子カルテシステム 調剤システム 介護支援ソフト	同意取得有無を入力する項目を追加すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ同意取得情報を取得要求し、受信すること。
			取得した同意取得情報を該当患者のカルテ情報等に登録すること。
			該当患者の照会に必要な情報（入力情報：個人単位被保険者番号、枝番生年月日）をレセプトコンピュータから取得すること。
			資格確認端末の資格情報等格納フォルダへ診療/薬剤情報・特定健診等情報を取得要求し、受信すること。 ※訪問診療等におけるオンライン資格確認等システムにおいては診療/薬剤情報・特定健診等情報は一括照会にて取得可能とする

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
			取得した診療/薬剤情報又は特定健診等情報を該当患者のカルテ情報等に追加・更新すること。
			該当患者のカルテ情報等に診療/薬剤情報又は特定健診等情報の照会結果を表示すること。

詳細は、外部インターフェイス仕様書（診療/薬剤情報・特定健診等情報閲覧）として医療機関等 ONS 上で公開しています。

４．１．３　レセプト振替機能　新規導入向け

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいてレセプト振替・分割結果を取り込むために、システムベンダにて改修が必要と想定される内容を記載します。

※　パッケージソフトごと又は医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとにレセプトコンピュータの仕様等が異なると想定されることから、２．２「レセプトコンピュータ等の既存システムの改修」に記載された代表的な連携パターンを前提とした場合に想定される一例を記載します。

※　記載している改修内容以外の機能についても、医療機関・薬局・訪問看護ステーションのニーズを踏まえ、システムベンダにて改修の必要性をご検討ください。

表４．１．３-１　レセプト振替に係る改修内容

	改修概要	主な改修点	
		分類	改修項目
（1）	レセプト振替・分割結果情報の取り込み機能の追加	レセプトコンピュータ	オンライン請求システムから提供されるレセプト振替・分割結果情報をレセプトコンピュータに取り込むこと。

４．２　医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダ向け接続テスト

医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダ向け接続テスト要件及びテスト環境に係る詳細は、医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダ向け接続テスト計画書（医療扶助/訪問診療等/オンライン診療等対応版）として令和５年７月に医療機関等　ONS　上で公開しています。訪問看護ステーションベンダ向けの詳細に関しては、医療機関等ベンダ向け接続テスト計画書（訪問看護対応版）として、令和５年９月に医療機関等 ONS 上で公開しています。

図４．２－１　医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダ向け接続テスト実施概要

	内容
スコープ	・オンライン資格確認システム、医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステム（医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムのパッケージシステム）
実施期間	・医療機関・薬局ベンダ：令和5年7月～9月（令和5年10月以降も接続検証環境は使用可能） ・訪問看護ステーションベンダ：令和5年10月～令和6年1月（令和6年1月以降も接続検証環境は使用可能 ※フェーズ2の開始は令和5年11月を予定。詳細は「医療機関等ベンダ向け接続テスト計画書（訪問看護対応版）」に記載
目的	・医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダが開発した医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステム（パッケージシステム）が、資格確認端末を介して、オンライン資格確認等システムと正常に情報連携できることを確認する。
参加機関	・支払基金 ・申し出のあった医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダ
システム及び使用環境 ［システム保有者］	・オンライン資格確認等システム/本番環境・接続検証環境［支払基金］ ・医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダの医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステム（パッケージシステム）
実施事項	・オンライン資格確認等システムから提供された資格情報等が、資格確認端末を介して、医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムに正常に取り込めることを確認する。 ・訪問診療等の資格確認（同意取得済み資格情報一括取得、被保険者番号での資格確認（訪問診療等）、被保険者番号での一括照会（訪問診療等）、同意取消等）の情報について医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムに正常に取り込めることを確認する。
使用データ	・資格確認用の資格情報に係るテストデータは支払基金が用意したものを使用する。 ・医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダは、支払基金が用意した資格情報を基に患者情報を作成の上使用する。
テスト内容	医療機関・薬局・訪問看護ステーションで利用する機能を対象とする。 ※詳細は、「医療機関等ベンダ向け接続テスト計画書 」を参照

５．　導入作業

オンライン資格確認等を医療機関・薬局・訪問看護ステーションが導入するに当たっては、環境設定、パッケージソフトの適用、オンライン資格確認等を利用した運用に向けた準備、運用テスト等を行っていただく必要があるため、導入先の医療機関・薬局・訪問看護ステーションと導入内容等を相談してください。

５．１　環境設定

５．１．１　ネットワークの設定　新規導入向け

既存のオンライン資格確認ネットワークを活用いただくに当たり、IP-VPN 接続方式及び IPsec+IKE 接続方式においてご対応いただきたい内容は以下のとおりです。

表　５．１．１-１　　IP-VPN 接続方式における必要な対応

主に必要な対応	補足
資格確認端末向けネットワークカード追加	施設内ネットワークとオンライン資格確認ネットワークの接続を分離するための対応策。
資格確認端末向け通信許可設定	資格確認端末に IPv４・v６の通信許可設定が必要。
（必要に応じて）ルータ追加・ネットワーク工事等	２．３に記載された構成を実現するための対応。

表　５．１．１-２　　IPsec+IKE 接続方式における必要な対応

主に必要な対応	補足
回線帯域の増強	現行回線の帯域を踏まえてオンライン資格確認等を行うに当たり耐えうる帯域に増強が必要。
（必要に応じて）ルータ追加・ネットワーク工事等	２．３に記載された構成を実現するための対応。

※なお、モバイル端末のネットワーク設定に関しては、公共ネットワークではなく、セキュリティが担保されたネットワークベンダの回線を利用することとしています。

なお、訪問看護ステーションで医療保険用オンライン請求・オンライン資格確認と併せて介護保険用オンライン請求を行うケースについては、以下ネットワーク構成例のとおりとなります。

オンライン請求に着目したネットワークの接続方式に関しては、「訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書」にも記載していますので適宜ご参照ください。

図５．１－１-１訪問看護ステーションにおける介護保険用オンライン請求を含むネットワーク例（IP-VPN 接続方式）

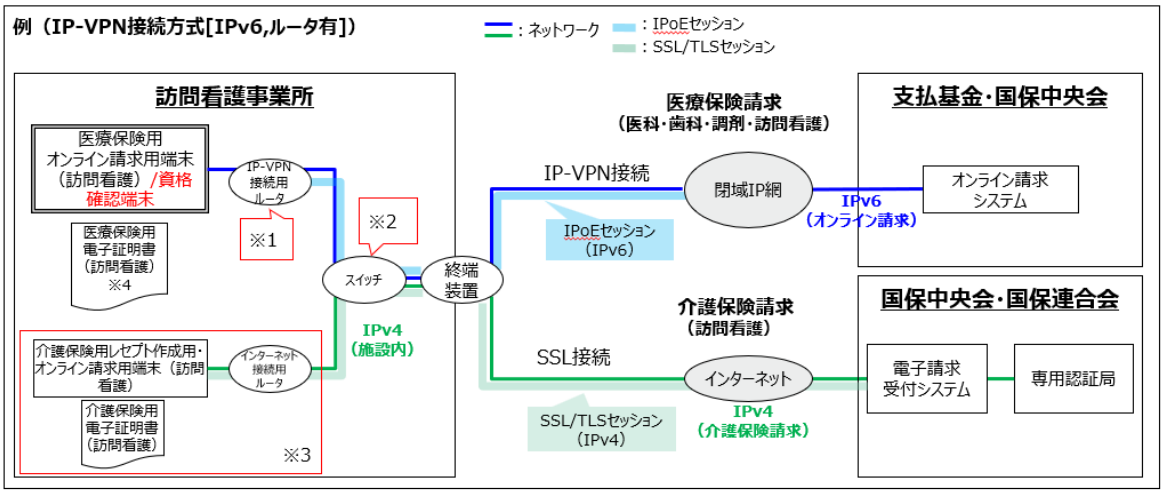

※1：ステートフルインスペクション機能の有効化、オンライン請求のセキュリティ対策に加え、外部ネットワークからのアクセスが制限されていることを確認
※2：IP-VPN接続とインターネット接続を分離
※3：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版に沿ったセキュリティ対策が必要
※4：訪問看護事業所における医療保険用のオンライン請求に関しては、資格確認端末と端末・電子証明書を兼用することが可能である。

図５．１－１-２訪問看護ステーションにおける介護保険用オンライン請求を含むネットワーク例（IPsec+IKE 接続方式）

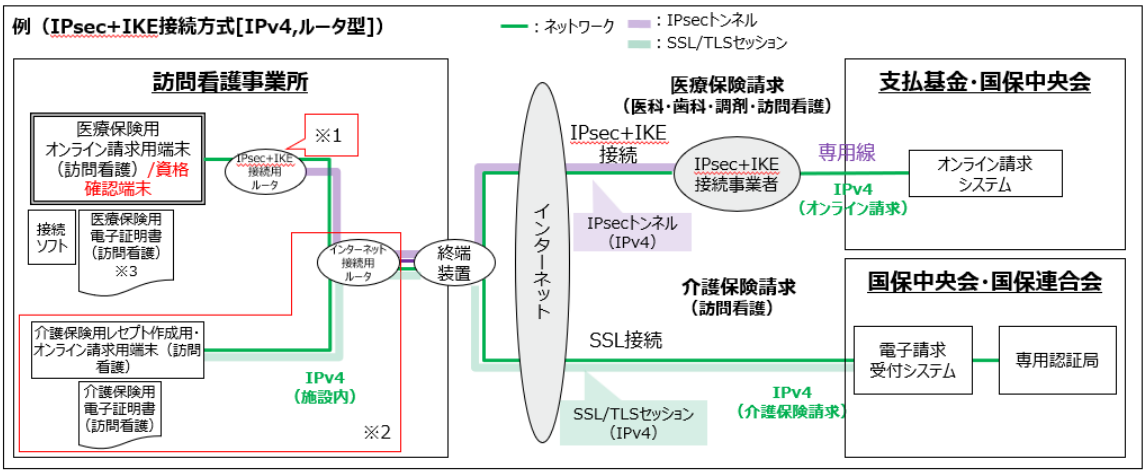

※1：IPsecを構成するルータにおいて外部ネットワークからのアクセスが制限されていることを確認
※2：厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版に沿ったセキュリティ対策が必要
※3：訪問看護事業所における医療保険用のオンライン請求に関しては、資格確認端末と端末・電子証明書を兼用することが可能である。

※記載のとおり、資格確認端末と医療保険用オンライン請求端末を兼用とすることで、新規購入する端末数を削減でき、円滑な導入につながる効果が期待できます。

５．１．２　端末の設定

オンライン資格確認等システムと接続する資格確認端末には、オンライン資格確認用電子証明書の設定が必要です。オンライン資格確認用電子証明書設定手順は、医療機関等 ONS 上で公開しています。

また、資格確認用端末には、オンライン資格確認等連携ソフトをインストールしていただく必要があります。オンライン資格確認等連携ソフトの設定手順は、医療機関等 ONS 上で公開しています。

なお、資格確認端末のセキュリティ対策は２．３．３　医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおけるセキュリティ対策を参照ください。

※オンライン資格確認とオンライン請求の端末の兼用

同一端末でオンライン請求とオンライン資格確認を実施する場合、端末と電子証明書を兼用とすることが可能です

※訪問看護ステーションと併設医療機関における端末の兼用

オンライン資格確認において、訪問看護ステーションと併設する医療機関がある場合、訪問看護ステーションは、併設医療機関の資格確認端末及び電子証明書を兼用することはできません。

５．２　パッケージソフトの適用

導入している医療機関・薬局・訪問看護ステーションの既存のレセプトコンピュータ、電子カルテシステムにオンライン資格確認等に係る機能を適用してください。

５．３　訪問診療等におけるオンライン資格確認等を利用した運用に向けた準備

５．３．１　業務フローの見直し

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいて、適用する機能を踏まえて、現行業務フローを必要に応じて変更することとなります。

５．３．２　ルール等の見直し

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいて、セキュリティポリシー等の規定を、訪問診療等におけるオンライン資格確認等の利用に伴う内容に応じて適宜更新することとなります。

５．４　運用テスト

実際の業務フローの流れでオンライン資格確認等システムと医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムが正常に運用できるか、運用テストを実施してください。医療機関・薬局における運用テストの詳細については、「医療機関等運用テスト計画書（医療扶助/訪問診療等/オンライン診療等対応版）」として令和５年８月に公開しています。

訪問看護ステーションにおける運用テストの詳細については、「医療機関等運用テスト計画書(訪問看護対応版)」として、令和６年１月に公開予定です。

図５．４－１　医療機関・薬局・訪問看護ステーションシステムベンダ向け運用テスト実施概要

	内容
スコープ	• 医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステム
実施期間	• 医療機関・薬局ベンダ：令和5年10月～令和6年3月 • 訪問看護ステーションベンダ：令和6年2月～令和6年3月
目的	• 各医療機関・薬局・訪問看護ステーションで想定される業務シナリオが正常に実施できることを確認する。
参加機関	• 支払基金 • オンライン資格確認に稼働時から参画する医療機関・薬局・訪問看護ステーション • J-LIS
システム及び使用環境［システム保有者］	• 医療保険者等向け中間サーバー等/接続検証環境［取りまとめ機関］ • オンライン資格確認システム/本番環境・接続検証環境［支払基金］ • マイナポータル/テスト環境［内閣府］ • JPKI/（テスト環境がある場合）［J-LIS］ • 情報提供NWS/テスト環境［総務省］ • 医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステム/（医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムに依存）
実施事項	• 各医療機関等において、マイナンバーカード、健康保険証を使用してオンライン資格確認を実施する。 • 訪問診療等の資格確認（同意取得済み資格情報一括取得、被保険者番号での資格確認（訪問診療等）、被保険者番号での一括照会（訪問診療等）、同意取消等）の情報について医療機関・薬局・訪問看護ステーションのシステムに正常に取り込めることを確認する。
使用データ	• 実在の国民のデータである必要が生じる場合は本番データ（内部データとして、被保険者番号を使用） • 上記によらない場合は支払基金が準備したテストデータ（内部データとして、被保険者番号を使用）
テスト内容	医療機関・薬局・訪問看護ステーションで利用する機能を対象とする。 ※詳細は、「医療機関等運用テスト計画書」を参照

６．　その他

６．１　医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの準拠

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第６．０版」に準拠し、必要なセキュリティ対策を行っていただく必要があります。

６．２　院内/局内のセキュリティ対策の見直し

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいては、２．４セキュリティ対策が行われるものと想定するため、今一度、院内/局内のセキュリティ対策を広く見直すことを推奨します。例えば、インターネット経由で入手したファイルを院内/局内ネットワークに取り込む運用等がある場合には、該当箇所に必要に応じてDMZの設定や無害化ソリューションを導入する等が想定されます。

６．３　オンライン請求の導入 新規導入向け

医療機関・薬局・訪問看護ステーションにおいてオンライン請求を導入する場合は、社会保険診療報酬支払基金HP（オンライン請求｜社会保険診療報酬支払基金（ssk.or.jp））をご参照ください。

また、訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始に係るシステムベンダ向け技術解説書は、厚生労働省保険局が運営する「診療報酬情報提供サービス」（https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/）に令和５年１月20日、初版を公表しています。

６．４　訪問診療等におけるオンライン資格確認等の導入に伴う問合せ先

訪問診療等におけるオンライン資格確認等システムの導入に伴いシステムベンダ向けHP（医療機関等ONS）を開設しています。

アカウント発行を希望されるシステムベンダは、以下宛先へアカウント発行申請の連絡をお願いします。

なお、医療機関等ONSは、オンライン資格確認等システムの医療機関・薬局・訪問看護ステーションへの導入に従事するシステムベンダに対し、環境整備やシステム改修を行う上で必要な情報等の提供及び問い合わせ受付を行うものです。

登録には一定の審査があり、場合によってはアカウント発行をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

医療機関等ONSアカウント発行申請先：vender_onsinf@ssk.or.jp
※保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）もしくは日本歯科コンピュータ協会に所属していないベンダである場合、その旨ご記載いただくようお願いします。